

工 事 設 計 書 等

工事設計書等のダウンロードにあたって

知り得た情報は、関東地方整備局以外の者の権利を含む場合があるため、ダウンロードを行った個人又は法人における1次利用に限るものとし、有償無償に関わらず「第三者への提供行為※」を行わないでください。

※「他の第三者への提供行為」・・・PDFデータのまま、あるいは、紙に出力して等の手段に関わらず、ダウンロードを行った個人又は法人以外の他者による2次利用につながる一切の行為を指します。

国土交通省 関東地方整備局
下館河川事務所

鏡

1. 工事名

工事名	R 7 系繰川排水機場ポンプ設備修繕工事
工事地名	茨城県下妻市古沢地先

2. 工事内容

1) 発注年月	令和 8年 2月	1 3) 機械損料一括補正	0	労務費一括割増	0%
2) 事務所名	下館河川事務所 管理課	1 4) 単価適用年月	製作：2026年 3月	据付：2026年 3月	
3) 工事番号	2025020018	1 5) 歩掛適用年月	製作：2026年 3月	据付：2026年 3月	
4) 契約区分	国債（翌債を含む）の分任官	1 6) 前請負工事費	0		
5) 変更回数	0回	1 7) 前契約額	0		
6) 主工種	揚排水ポンプ設備（維持修繕）	1 8) 随意契約額	0		
7) 工事量		1 9) 調整区分	0		
8) 工期	731日間 自 令和 8年 4月 1日 (当初) 至 令和10年 3月31日 (0回変更) 至 年 月 日	2 0) 工場管理費対象額			
9) 施工県	製作：東京都 据付：茨城県	2 1) 共通仮設費対象額			
1 0) 地区	製作：東京 1 7区 据付：筑西地区	2 2) 現場管理費対象額			
1 1) 河川・路線	小貝川	2 3) 一般管理費等対象額			
1 2) 設計年月	令和 8年 3月	2 4) 処分費等	38,305		
		2 5) 公告日	令和 8年 2月13日		
		2 6) 入札締切日	年 月 日		

3. 予算科目

1) 予算科目：	2) 目：	3) 目の細分：	4) 事業名：
----------	-------	----------	---------

設計内訳書

工事名	R 7 系繰川排水機場ポンプ設備修繕工事 (当初)					事業区分	機械設備		
						工事区分	揚排水ポンプ設備 (維持修繕)		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
製作工		式	1		162,500,000				
揚排水ポンプ設備製作		式	1		162,500,000				
主原動機		式	1		130,000,000				
4号主原動機		式	1		130,000,000			内-1号	
系統機器設備		式	1		32,500,000				
系統機器設備		式	1		32,500,000			内-2号	
純製作費		式	1		162,500,000				
製作原価		式	1		162,500,000				
据付工		式	1		103,177,652				
揚排水ポンプ設備輸送工		式	1		186,000				
輸送工		式	1		186,000				
揚排水ポンプ設備輸送		式	1		186,000			内-3号	

設計内訳書

工事名	R 7 系繰川排水機場ポンプ設備修繕工事 (当初)					事業区分	機械設備		
						工事区分	揚排水ポンプ設備 (維持修繕)		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
揚排水ポンプ設備据付		式	1		102,050,642				
揚排水ポンプ据付工		式	1		20,399,198				
4号主原動機更新		式	1		20,399,198			内-4号	
操作制御設備据付工		式	1		80,400,000				
操作制御設備据付		式	1		80,400,000			内-5号	
作業土工		式	1		62,305				
土工		式	1		62,305			内-6号	
コンクリート工		式	1		976,474				
基礎材		式	1		10,976			内-7号	
コンクリート		式	1		415,900			内-8号	
均しコンクリート		式	1		305,920			内-9号	
型枠		式	1		171,762			内-10号	

設計内訳書

工事名	R 7 系繰川排水機場ポンプ設備修繕工事 (当初)					事業区分	機械設備		
						工事区分	揚排水ポンプ設備 (維持修繕)		数量増減
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額				
鉄筋		式	1		71,916			内-11号	
撤去工		式	1		212,665				
殻運搬		式	1		32,652			内-12号	
殻処分		式	1		38,305			内-13号	
コンクリートはつり		式	1		81,342			内-14号	
舗装版切断		式	1		11,374			内-15号	
舗装版破碎		式	1		48,992			内-16号	
仮設工		式	1		941,010				
足場支保工(機械設備)		式	1		326,976				
足場	安全ネット不要	式	1		326,976			内-17号	
工事用道路工		式	1		614,034				
敷鉄板		式	1		614,034			内-18号	

設計内訳書

工事名	R 7 系繰川排水機場ポンプ設備修繕工事 (当初)					事業区分	機械設備		
						工事区分	揚排水ポンプ設備 (維持修繕)		数量増減
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額				
共通仮設費		式	1		2,590,000				
共通仮設費 (率計上)		式	1		2,590,000				
純工事費		式	1		105,767,652				
現場管理費		式	1		4,939,000				
据付間接費		式	1		15,568,000				
据付工事原価		式	1		126,274,652				
設計技術費		式	1		7,362,000				
工事原価		式	1		296,136,652				
一般管理費等		式	1		23,893,348				
工事価格		式	1		320,030,000				
消費税相当額		式	1		32,003,000				
工事費計		式	1		352,033,000				

一式当たり内訳書

操作制御設備据付

第 5号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
No. 4主ポンプ機側操作盤 (改造)		式	1		1,000,000			
No. 2・4ラジエータ・ラインポンプ現場操作盤 (改造)		式	1		1,400,000			
コントロールセンタ (改造)		式	1		17,000,000			
補助継電器盤 (改造)		式	1		17,000,000			
シーケンサ盤 (改造)		式	1		44,000,000			
合 計					80,400,000			

一式当たり内訳書

土工

第 6号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
床掘り	土砂 上記以外(小規模) 全ての費用	m 3	12	2,317	27,804			
埋戻し	上記以外(小規模) 土砂 全ての費用	m 3	7	4,129	28,903			
土砂等運搬	小規模 バックホ山積0.28m3(平積0.2m3) 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 無し 1.0km以下	m 3	5	989.3	4,946			
整地	残土受入れ地での処理	m 3	5	130.5	652			
合 計					62,305			

一式当たり内訳書

殻処分

第 13号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
処分費 (m ³)		m ³	6	4,700	28,200			
処分費 (m ³)		m ³	3	2,820	8,460			
処分費 (m ³)		m ³	1	1,645	1,645			
合 計					38,305			

参考資料 (1)

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00000002000

名称	規格	単位	式	数量	単価	金額	単価	摘要
修繕工事輸送費 (固定機場)	13.1t 124km					1		186,000
運搬費用								
		式		1		186,000		
計						186,000		
単価						186,000	円/式	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00000002000

	据付（主原動機）	小配管更新, 電気配線・配管更新, 試運転調整	単位	式	数量	1	単価	18,499,198
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	機械設備据付工		人	345	32,232	11,120,040		
	電工		人	100	29,784	2,978,400		
	塗装工		人	20	32,742	654,840		
	ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]	50 t 吊	日	2	92,000	184,000		
	ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]	25 t 吊	日	5	53,200	266,000		
	諸雑費（率+まるめ） 14%		式	1		2,056,720		
	小配管更新		式	1		406,467		
	電気配線・配管更新		式	1		832,731		
	計					18,499,198		
	単価					18,499,198	円/式	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00000002000

	鉄筋工 [市場単価]	SD295 D13 一般構造物 10t未満 無 無 無 無 補正無(鉄筋割合10%未満含む) 補正無(一般構造物)	単位	t	数量	1	単価	184,400
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	鉄筋コンクリート用棒鋼	S D 2 9 5 D 1 3	t	1.03	105,000	108,150		
	鉄筋工	加工・組立共 一般構造物	t	1	76,245	76,245		
	諸雑費(まるめ)		式	1		5		
	計					184,400		
	単価					184,400	円/t	

参考資料 (1)

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00000002000

	処分費 (m ³)		単位	m ³	数量		単価	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費		有筋						
			m ³	100	4,700	470,000		
計						470,000		
単価						4,700	円/m ³	

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00000002000

	処分費 (m ³)		単位	m ³	数量		単価	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費		無筋						
			m ³	100	2,820	282,000		
計						282,000		
単価						2,820	円/m ³	

参考資料 (1)

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00000002000

処分費 (m ³)		単位	m ³	数量		100	単価	1,645
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
処分費	アスファルト	m ³	100	1,645	164,500			
計					164,500			
単価					1,645	円/m ³		

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00000002000

	足場工	手摺先行型枠組足場 不要 標準	単位	掛m ²	数量	100	単価	5,109
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	1.6	32,844	52,550		
	とび工		人	7	31,518	220,626		
	普通作業員		人	1.3	25,908	33,680		
	ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]	25 t 吊	日	1.4	53,200	74,480		
	諸雑費 (率+まるめ) 34%		式	1		129,564		
	計					510,900		
	単価					5,109	円/掛m ²	

参考資料 (1)

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00000002000

敷鉄板設置・撤去	設置・撤去	単位	m ²	数量	100	単価	438.7
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役		人	0.295	32,844	9,688		
とび工		人	0.295	31,518	9,297		
普通作業員		人	0.295	25,908	7,642		
バックホウ（クローラ型）運転		日	0.295	56,980	16,809		
諸雑費（率+まるめ） 1%		式	1		434		
計					43,870		
単価					438.7	円/m ²	

参考資料（1）

						単価使用年月	2026. 3
						歩掛使用年月	2026. 3
						労務調整係数	1.000-00000002000
	敷鉄板賃料	22×1,524×6,096(mm) 無 138日 無 無	単位	枚	数量		単価
					1		11,870
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
	敷き鉄板賃料	22×1524×6096mm	枚	1	11,868	11,868	
	諸雑費（まるめ）		式	1		2	
	計					11,870	
	単価					11,870	円/枚

						単価使用年月	2026. 3
						歩掛使用年月	2026. 3
						労務調整係数	1.000-00000002000
	敷鉄板賃料	22×1,524×3,048(mm) 無 138日 無 無	単位	枚	数量		単価
					1		5,934
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
	敷き鉄板賃料	22×1524×3048mm	枚	1	5,934	5,934	
	諸雑費（まるめ）		式	1		0	
	計					5,934	
	単価					5,934	円/枚

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00000002000

	小配管更新		単位	式	数量		単価		
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
	ガス管（SGP） 黒	黒ねじ無し管 25A	m	8.95	639	5,719	406,467		
	耐溝状腐食電縫鋼管	黒ねじ無し管 25A	m	18.6	978	18,190			
	配管用ステンレス鋼鋼管	Sch20S 25A	m	2.1	2,040	4,284			
	配管用ステンレス鋼鋼管	Sch20S 32A	m	1.56	2,600	4,056			
	配管用ステンレス鋼鋼管	Sch20S 65A	m	14.33	5,300	75,949			
	配管用ステンレス鋼鋼管	Sch20S 80A	m	40.3	7,080	285,324			
	配管用銅管	Φ12×1.5t	m	11.16	1,160	12,945			
	計					406,467			
	単価					406,467	円/式		

参考資料 (2)

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00000002000

	電気配線・配管更新		単位	式	数量		単価	
	名称	規格	単位	数量	単価	金額		832,731
	架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケープル	600V (CV) 3.5mm ² 3心	m	86	337	28,982		
	架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケープル	600V (CV) 8mm ² 3心	m	257	689	177,073		
	トリプレックス架橋ポリ絶縁シースケープル	600V (CVT) 14mm ²	m	13	1,109	14,417		
	トリプレックス架橋ポリ絶縁シースケープル	600V (CVT) 60mm ²	m	18	4,478	80,604		
	制御用ビニル絶縁ビニルシースケープル	CVV 2.0mm ² 6心	m	112	387	43,344		
	制御用ビニル絶縁ビニルシースケープル	CVV 2.0mm ² 10心	m	54	629	33,966		
	制御用ビニル絶縁ビニルシースケープル	CVV 2.0mm ² 15心	m	50	934	46,700		
	制御用ビニル絶縁ビニルシースケープル	CVV 2.0mm ² 20心	m	237	1,241	294,117		
	600Vビニル絶縁電線	IV 3.5mm ²	m	20	95.9	1,918		
	600Vビニル絶縁電線	IV 5.5mm ²	m	71	148	10,508		
	600Vビニル絶縁電線	IV 8mm ²	m	60	210	12,600		

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00000002000

	電気配線・配管更新		単位	式	数量	1	単価	832, 731
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	600Vビニル絶縁電線	I V 22mm2	m	16	579	9,264		
	金属製可とう電線管	#30	m	5	1,010	5,050		
	金属製可とう電線管	#38	m	5	1,260	6,300		
	金属製可とう電線管	#63	m	2	3,150	6,300		
	厚鋼電線管	G28	m	23.1	748.4	17,288		
	厚鋼電線管	G36	m	10	964.2	9,642		
	厚鋼電線管	G54	m	16.8	1,599.6	26,873		
	厚鋼電線管	G82	m	2.8	2,780.7	7,785		
	計					832, 731		
	単価					832, 731	円/式	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00000002000

	バックホウ（クローラ型）運転		単位	日	数量	1	単価	56,980
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
運転手（特殊）		人	1	30,906	30,906			
軽油		L	119	130	15,470			
バックホウ（クローラ） [標準・クレーン機能付き]	山積0.8m ³ （平積0.6m ^{3 <td>日</td> <td>1.06</td> <td>10,000</td> <td>10,600</td> <td colspan="3"></td>}	日	1.06	10,000	10,600			
諸雑費（まるめ）		式	1		4			
計					56,980			
単価					56,980	円/日		

R 7 系繰川排水機場ポンプ設備修繕工事

(当 初) 請負工事費計算書

(1) 製作原価	162,500,000	(15) 機器単体費	244,800,000
(2) 据付工事原価	126,274,652	(16) 合算機器単体費	0
(3) 中止期間中の現場維持等の費用	0		
(4) 設計技術費	7,362,000		
(5) 工事原価	296,136,652		
(1)+(2)+(4)			
(6') 一般管理費等 (計上額)	23,893,348	(6) 一般管理費等 (計算額)	23,898,227
(7') その他費目計	0		
(8) 業務委託料等	0		
(9) 工事価格 (5)+(6')+(7')+(8) (万円未満切り捨て)	320,030,000		
(10) 消費税等相当額	32,003,000		
(11) 請負工事費 (9)+(10)	352,033,000		
(12) 入札書比較価格 (請負工事費の100/110)	320,030,000		
(13) 調査基準価格	323,862,000		
(14) 調査基準価格の100/110	294,420,000		

共通仮設費

主たる工種					
単独（追加工事）： 揚排水ポンプ設備（維持修繕）			合算工事：		
対象工事費	103,177,652	据付直接工事費	103,177,652	事業損失	0
対象工事費に含まれる全処分費額					
単独（追加工事）	38,305	現工事	0	合算工事	0
非対象額計（－）	82,300,000				
管理費区分2	0	（設計技術費・一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分3	82,300,000	（機器単体費）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分7	0	（支給品（製作品・機器単体費）の額）			
管理費区分9	0	（率計算の非対象額）			
管理費区分T	0	全処分費等のうち3%または3000万円を超える額			
対象額（＋）	0				
支給品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
共通仮設費対象額					
単独（追加工事）	20,877,652	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く共通仮設費対象額	20,839,347	現工事	0	合算工事	0
共通仮設費（率分）					
率（補正前）	12.17 %		0 %		
施工地域等補正	0 %	ICT施工補正	1		
率（補正後）	12.41 %	（12.17% × 週休1.02）			
計上額					
単独（追加工事）	2,590,000	現工事	0	合算工事	0
				調整工事計上額	0

(積上分) 共通仮設費

共通仮設費 (積上分)

運搬費	0	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	0
営繕費	0				

共通仮設費 (積上分) 計

0

据付間接費・現場管理費

据付間接費	据付間接費対象額	据付間接費率	計上額
機械設備名 揚排水ポンプ設備（維持修繕）	11,120,040	140 %	15,568,056
据付間接費計			15,568,000
現場管理費			
単独（追加工事）純工事費	105,767,652	単独（追加工事）据付直接工事	103,177,652
非対象額計（－）	82,300,000	単独（追加工事）共通仮設費	2,590,000
管理費区分2	0	（設計技術費・一般管理費等のみ対象額）	
管理費区分3	82,300,000	（機器単体費）	
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）	
管理費区分7	0	（支給品（製作品・機器単体品）の額）	
管理費区分9	0	（率計算の非対象額）	
管理費区分T	0	全処分費等のうち3%または3000万円を超える額	
対象額（＋）	0		
支給品	0		
無償貸付機械等評価額	0		
事業損失防止施設費	0		
現場管理費対象純工事費			
単独（追加工事）	23,467,652	現工事	0
全処分費等を除く現場管理費対象 純工事費	23,429,347	現工事	0
現場管理費率（補正前）	20.44 %	現工事	0 %
施工地域等補正	0 %	熱中症補正	0 %
砂防・地滑り補正	0 %		ICT施工補正
現場管理費率（補正後）	21.05 %	（20.44% × 週休1.03）	
現場管理費計上額			0 %
単独（追加工事）	4,939,000	現工事	0
			調整工事計上額
			0
（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）	2,084,651		

設計技術費

製作原価						
単独（追加工事）	162,500,000					
据付工事原価						
単独（追加工事）	126,274,652					
非対象額計（－）						
管理費区分5	0					（一般管理費のみ対象額）
管理費区分9	0					（率計算の非対象額）
管理費区分T	38,305					（対象額に含まれる全処分費）
管理費区分M	0					（設計技術費のみ非対象額）
中止期間中の現場維持費	0					（据付工事原価に含まれる中止期間中の現場維持費計上額）
対象額（＋）						
支給品費	0					
設計技術費対象額						
単独（追加工事）	288,736,347	現工事	0		合算工事	0
全処分費を除く設計技術費対象額	288,736,347					
標準設計技術费率						
工種		揚排水ポンプ設備（維持修繕）				
単独（追加工事）	2.55 %	現工事	0 %		合算工事	0 %
設計技術費						
単独（追加工事）	7,362,000	現工事	0		合算工事	0
調整工事計上額						0

一般管理費等（当初）

主たる工種					
単独（追加工事）	揚排水ポンプ設備（維持修繕）				
工事原価					
単独（追加工事）	296,136,652	現工事	0	合算工事	0
非対象額計（－）	0				
管理費区分9	0	（率計算の非対象額）			
管理費区分T	0	全処分費等のうち3%または3000万円を超える額			
一般管理費等対象工事原価					
単独（追加工事）	296,136,652	現工事	0	合算工事	0
全処分費を除く一般管理費等対象額	296,098,347				
標準一般管理費率					
単独（追加工事）	23.63 %	現工事	0 %	合算工事	0 %
製作原価における機器単体費（管理費区分3）					
単独（追加工事）	244,800,000	現工事	0	合算工事	0
工事原価に占める機械単体費の比率（K）					
単独（追加工事）	0.83	現工事	0	合算工事	0
機器単体費補正係数（R）					
単独（追加工事）	0.34	現工事	0	合算工事	0
前払金支出割合による補正係数					
単独（追加工事）	1	現工事	0		
財団法人等による補正係数	1	現工事	0		
契約保証に係る一般管理費等対象工事原価	296,136,652				
契約保証に係る補正值	0.04				
一般管理費等率					
単独（追加工事）	8.07 %	現工事	0 %	合算工事	0 %
一般管理費等					
単独（追加工事）	23,893,348	現工事	0	合算工事	0
業務委託料等	0				
調査基準価格	323,862,000				
調査基準価格100/110	294,420,000	（ 92 %）			

工 事 数 量 総 括 表

工 事 名 R 7 系 繰 川 排 水 機 場 ポ ン プ 設 備 修 繕 工 事

国土交通省 関東地方整備局
下館河川事務所 管理課

工事数量総括表

工事名	R 7 系繰川排水機場ポンプ設備修繕工事 (当初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
製作工		式		1		
揚排水ポンプ設備製作		式		1		
主原動機		式		1		
4号主原動機		式		1		
系統機器設備		式		1		
系統機器設備		式		1		
純製作費		式		1		
製作原価		式		1		
据付工		式		1		
揚排水ポンプ設備輸送工		式		1		
輸送工		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 系繰川排水機場ポンプ設備修繕工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
揚排水ポンプ設備輸送		式		1		
揚排水ポンプ設備据付		式		1		
揚排水ポンプ据付工		式		1		
4号主原動機更新		式		1		
操作制御設備据付工		式		1		
操作制御設備据付		式		1		
作業土工		式		1		
土工		式		1		
コンクリート工		式		1		
基礎材		式		1		
コンクリート		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7系繰川排水機場ポンプ設備修繕工事 (当初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
均しコンクリート		式		1		
型枠		式		1		
鉄筋		式		1		
撤去工		式		1		
殻運搬		式		1		
殻処分		式		1		
コンクリートはつり		式		1		
舗装版切断		式		1		
舗装版破砕		式		1		
仮設工		式		1		
足場支保工(機械設備)		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 系繰川排水機場ポンプ設備修繕工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
足場	安全ネット不要	式		1		
工事用道路工		式		1		
敷鉄板		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費 (率計上)		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
据付間接費		式		1		
据付工事原価		式		1		
設計技術費		式		1		
工事原価		式		1		

R 7 系 繰 川 排 水 機 場 ポ ン プ 設 備 修 繕 工 事

特 記 仕 様 書

令 和 8 年 2 月

国 土 交 通 省 関 東 地 方 整 備 局
下 館 河 川 事 務 所

工 事 名 : R7系繰川排水機場ポンプ設備修繕工事
工事場所 : 茨城県下妻市古沢地先
工 期 : 契約の翌日から令和10年3月31日まで

第1条 適 用

1. この特記仕様書は、機械工事共通仕様書（案）（令和7年3月改定）（国土交通省 HP 参照（https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000022.html）以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、R7系繰川排水機場ポンプ設備修繕工事（以下「本工事」という。）の施工に適用する。
2. 本工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。
3. この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下 URL よりダウンロードするものとする。
URL <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html>

第2条 条件明示

本工事における「条件明示」については、別紙ー1「明示項目および明示事項」に記載のとおりとする。

第3条 配置予定技術者

本工事の主任技術者又は監理技術者は、次の1又は2に掲げる者でなければならない。また、監理技術者にあつては、当該工事種別の監理技術者資格者証を有する者であること。

1. 主任技術者は、建設業法第7条2号イ、ロ、ハで定めるもの（イにあつては建築学、機械工学又は電気工学に関する学科を修めた者。また、ハにあつては、技術士（機械部門又は総合技術監理部門（選択科目を機械部門に係るものとするものに限る。））又は国土交通大臣がイ又はロと同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認定した者。
2. 監理技術者は、建設業法第15条2号イ、ロ、ハで定めるもの（イにあつては、技術士（機械部門又は総合技術監理部門（選択科目を機械部門に係るものとするものに限る。））ハにあつては、国土交通大臣がイ又はロと同等以上の能力を有するものと認定した者）

第4条 主任技術者等の専任期間

1. 請負契約の締結後、契約工期内であっても次に示す場合については専任を要しないものとする。
 - ①工場製作のみが行われている場合
 - ②工事現場に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの期間）
 - ③工事を全面的に一時中止している場合
 - ④工事準備等の行為も含め工事現場が不稼働であることが明確である場合

- ただし、専任を要しない期間は、監督職員との協議により決定するものとする。
2. 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監督技術者の工事現場への専任を要しない。
なお、検査が終了した日は、発注者が工事の検査を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。
 3. 主任技術者又は監督技術者が技術研鑽のための研修、講習、試験等で短期間工事現場を離れる場合は、適切な施工ができる体制を確保したうえで、監督職員の承諾を得るものとする。

第5条 専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者の配置

本工事は、建設業法第26条第3項第一号の規定の適用を受ける監理技術者又は主任技術者の配置は認めない。

1. 本工事において、建設業法第26条第3項第一号の規定の適用を受ける監理技術者又は主任技術者（以下、「専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（1）～（8）の要件を全て満たさなければならない。なお、詳細な運用は「監理技術者制度運用マニュアル」による。
 - （1）各工事の請負金額が1億円未満（建築一式工事の場合は2億円未満）であること。
 - （2）工事現場間の距離は、1日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内であること。
 - （3）下請次数は3次までであること。
 - （4）現場に連絡員（※）を配置していること。
※連絡員とは、監理技術者又は主任技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者をいう。
※土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を1年以上有する者であること。
 - （5）施工体制を確認出来る情報通信技術の措置を講じていること。
 - （6）人員の配置を示す計画書の作成及び現場に備え置いていること。
 - （7）現場状況を確認するための情報通信機器を設置していること。
 - （8）監理技術者又は主任技術者が兼務できる工事数は2件までであること。なお、専任特例2号の場合の監理技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。）
2. 現場の安全管理体制について、平成7年4月21日付基発第267号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とする。」とされていることから、

施工体制に留意すること。

3. 本工事の監理技術者又は主任技術者が専任特例 1 号の場合の監理技術者又は主任技術者として配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。
 - (1) 専任特例 1 号の場合の監理技術者又は主任技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類 (CORINS の写し)
4. 本工事の監理技術者又は主任技術者が専任特例 1 号の場合の監理技術者又は主任技術者として兼務する事となった場合、第 1 項 (3) ~ (6) について施工計画書、施工体系図等へ記載し、提出すること。
5. 本工事において、専任特例 1 号の場合の監理技術者又は主任技術者の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ (CORINS) への登録・修正を適切に行うこと。

第 6 条 専任特例 2 号の場合の監理技術者の配置

本工事は、建設業法第 26 条第 3 項第二号の規定の適用を受ける監理技術者の配置は認めない。

第 7 条 特例監理技術者の配置

1. 本工事において、建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者 (以下、「特例監理技術者」という。) の配置を行う場合は以下の (1) ~ (8) の要件を全て満たさなければならない。
 - (1) 建設業法第 26 条第 3 項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者 (以下、「監理技術者補佐」という。) を専任で配置すること。
 - (2) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第 27 条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
 - (3) 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - (4) 同一の特例監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に 2 件までとする。(ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの (当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。) については、これら複数の工事を一の工事とみなす。)
 - (5) 特例監理技術者が兼務できる工事は関東地方整備局管内の工事でなければならない。
 - (6) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
 - (7) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
 - (8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

2. 現場の安全管理体制について、平成7年4月21日付基発第267号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とする。」とされていることから、施工体制に留意すること。
3. 本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事を予定している場合、以下の書類を工事打合せ簿により提出すること。
 - (1) 監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者の合格書など）
 - (2) 監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類（健康保険証の写しなど）
 - (3) 特例監理技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類（CORINSの写し等）
4. 本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事となる場合、第1項(5)～(8)について施工計画書へ記載し、提出すること。
5. 本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、共通仕様書「1-1-11 コリنز(CORINS)への登録」に基づき適切に登録・修正を行うこと。

第8条 コリنزへの登録

1. 工事カルテの作成、登録については、共通仕様書「1-1-11 コリنز(CORINS)への登録」によるものとする。
2. 受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不正実な行為（一括下請負等）が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。

第9条 コリنزへの位置情報の入力

共通仕様書 1-1-11 コリنز（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標（緯度、経度）を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系(JGD2011)に準拠する。

起終点 茨城県下妻市古沢 緯度 36° 11' 09" 経度 139° 59' 45"

第10条 コリنزへの工事概要の入力

共通仕様書 1-1-11 コリنز (CORINS) への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、記載例を参考にすること。

主原動機 製作・据付・撤去 1台
ラジエータ製作・据付 主原動機 1台分
ラジエータ機側操作盤 改造
No.2・4 別置ラジエータ・ラインポンプ現場操作盤 主ポンプ機側操作盤、
コントロールセンタ、補助継電器盤 シーケンサ盤 改造 1式

第11条 コリنزへの設計業務名及びテクリス番号の入力

共通仕様書 1-1-11 コリنز (CORINS) への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、設計業務名およびテクリス番号を登録すること。設計業務名およびテクリス番号については下表のとおりとする。

業務名	テクリス番号
R 4 下館管内機械設備老朽化対策設計業務	4052510142

【業務成果を公開できるもののみ。コリنز側の枠の制約上 10 業務まで。】

第12条 工事書類の作成

1. 工事書類の作成にあたっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル（令和6年3月）」に基づき実施するものとする。
2. 工事書類の作成にあたっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド（令和6年3月）」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。
3. 「工事関係電子書類一覧表」（別紙様式-15）により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。
また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。
4. 電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第13条 設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和元年9月」によるものとする。

第14条 情報共有システムの活用

1. 本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」(令和6年3月版)に基づき実施すること。
2. 受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。
 - ・ 工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 (Rev5.6)
令和6年3月版 国土交通省 (国土技術政策総合研究所)
3. 監督職員等及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者(以下「サービス提供者」という。)との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーID数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。
4. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
 - ①情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
 - ②サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨
 - ③②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨
5. 受注者は、監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第15条 設計審査会の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前(準備期間内)に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合(クロスチェック)を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」(以下、「審査会」という。)の設置対象工事である。

「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針」

(<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>)によるものとする。

第16条 工事環境の改善

本工事の実施にあたっては、工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。

ウィークリースタンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載している工事環境改善実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

第17条 ワンデーレスポンス

1. 本工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。

・「ワンデーレスポンス」とは

受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。

2. 受注者は、計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。

3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

4. ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き（令和5年12月）に基づき、取り組むものとする。

5. 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第18条 契約内容の変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

1. 本工事における設計変更や契約変更は書面に基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。

2. 受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第19条 設計変更等

設計変更等については、契約書第18条から第25条及び共通仕様書1-1-21から1-1-23に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和元年9月」によることとする。

第20条 スライド条項

工事請負契約書第26条（スライド条項）については、物価水準の変動により請負代金が不相当となったと認められた時に、相手方に請負代金の変更を請求することができる条項となっている。

単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が不相当となった場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

第21条 諸経費動向調査

本工事は、「諸経費動向調査」の対象工事であり、別途監督職員より通知される調査要領等に基づき調査票の作成を行う。

調査票は、工事終了後速やかに監督職員に提出するものとする。又、調査票の聞き取り調査等を実施する場合にはこれに協力するものとし、調査票の根拠となった契約書等を提示するものとする。

調査に要する費用については当初は計上していないため、設計変更の対象とする。

第22条 工事現場発生品

1. 施工箇所から発生する現場発生品は、糸繰川排水機場構内の指定場所に仮置きするものとする。
2. 現場発生品は下表のとおりとする。

品目	規格	単位	数量	摘要
主原動機	水冷式ディーゼル機関 軸継手、排気消音器、排 気管（架台含む）、機械 潤滑油ポンプ、遠心クラ ッチ、空気槽含む	台	1	糸繰川排水機場構内の指定場 所に仮置きするものとする。
小配管	4号機用	式	1	
電気配線・配管	4号機用	式	1	

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第23条 特定建設資材の分別解体等・再資源化等

1. 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）最終改正令和4年6月17日法律第68号）。以下「建設リサイクル法」というに基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「8解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象とし

ない。ただし工事発注後に明らかになった事情により予定した条件により難しい場合は監督職員と協議するものとする。

(1) 分別解体等の方法

工程	工程	作業内容	分別解体等の方法
毎 の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

(2) 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリート塊（無筋）	(株)日の丸商事 中間処理場	茨城県つくば市和台原1494-1
コンクリート塊（有筋）	(株)新栄商事 総合リサイクルセンター	茨城県下妻市大木1266外9筆
アスファルト	新栄建材（株）	栃木県下野市花田67-7

上記(2)については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。

なお、受注者の提示する施設と異なる場合でも設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項については、監督職員と協議のうえ、契約変更の対象とする。

(3) 受入時間

(株)日の丸商事 中間処分場 : 8時00分～17時00分

(株)新栄商事総合リサイクルセンター : 8時00分～16時30分

新栄建材（株） : 8時00分～17時00分

(4) その他

仮置き等必要条件があれば記載する。

2. 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第 18 条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。なお、書面は「建設リサイクルガイドライン(平成 14 年 5 月)」に定めた様式 1〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式 2〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を兼ねるものとする。
 - ・再資源化等が完了した年月日
 - ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
 - ・再資源化等に要した費用
3. 工事発注後に明らかになった事情により予定していた条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第 2 4 条 建設リサイクル法第 11 条通知の徹底

受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号)第 11 条に基づく、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を監督職員より受領した後に、工事着手(建設リサイクル法第 10 条第 1 項に規定する工事着手をいう。)するものとする。なお、これによりがたい場合は監督職員と協議の上決定するものとする。

第 2 5 条 コンクリート副産物から再生された資源について

1. コンクリート副産物から再生された資材を利用する場合には、「コンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準」によるものとする。
2. 受注者は、コンクリート副産物から再生された資材の利用を希望する場合は、工事着手時にその適用の有無を監督職員と協議するものとする。
3. 受注者は、工場が発行する再生骨材コンクリートの配合計画書及び納入書を整備および管理し、監督職員または検査職員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。
4. 受注者は、再生骨材コンクリートの品質を確かめるための検査を JIS A 5022 (再生骨材 M を用いたコンクリート)、JIS A 5023 (再生骨材 L を用いたコンクリート)により実施しなければならない。また、再生骨材 M を用いたプレキャストコンクリート製品の検査については、JIS A 5365 (プレストキャストコンクリート製品—検査方法通則)により実施しなければならない。なお、生産者等に検査のため試験を代行させる場合は受注者がその試験に臨場しなければならない。
5. 再生骨材コンクリートの配合については、「土木工事共通仕様書第 1 編 3-3-3 配合」に従うものとする。

第 2 6 条 承諾図書

監督職員は、承諾図書の提出日から 30 日以内に回答する。また、補足、修正及び再設計を求めた場合は、必要事項を修正し再提出するものとする。再提出に対する回答も再提出日から 30 日以内に行う。

第27条 施工図

1. 受注者は当該機械の維持、修繕、改修、更新等のために必要な範囲で、発注者及び当該機械の維持、修繕、改修、更新等を請け負った者が施工図を自ら複製し及び翻案、変形、改変その他の修正をすること、並びにこれらの者が委託した第三者を介して複製させ、及び翻案、変形、改変その他の修正をさせることを許諾する。

なお、かかる許諾に伴い施工図等が翻案、変形、改変その他修正された場合には、発注者は当該修正等を行った者の名称及び修正箇所を当該施工図等に表示するものとする。受注者は、当該修正等が実施された場合には、それ以降、元の施工図等に基づく工事についての責任を免除されるものとする。

2. 受注者は、施工図等が著作権法（令和3年6月改正法律第52号）の著作物に該当する場合において著作権法第19条第2項及び第20条第1項の権利を行使しないものとする。
3. 受注者は、施工図等が著作権法の著作物に該当する場合において、施工図等にかかる著作権法第2章及び第3章の権利を第三者に譲渡し、又は許諾してはならない。

ただし、あらかじめ発注者の承諾又は同意を得た場合はこの限りではない。

4. 受注者は、施工図等が第三者の有する著作権を侵害し、発注者が著作権法に従い第三者に損害の回復等の措置を講じなければならないときは、発注者にかわり、その損害を負担し、又は回復等の措置を講じるものとする。

第28条 電子納品

1. 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書電子納品要領 機械設備工事編（令和5年3月）：（以下「要領」という。）」に基づいて作成した電子データを指す。

「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン 機械設備工事編【工事】（令和6年3月）」を参考とするものとする。

2. 本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。

オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。

なお、オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。

3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

第29条 提出図書

1. 提出図書の部数及び提出時期は下記によるものとする。

(1) 工事着手前に提出するもの。

① 施工計画書 情報共有システムにて提出

(2) 工事着手前に提出し承諾を受けるもの。

① 承諾図書 情報共有システムにて提出

(3) 工事進捗に併せて提出するもの。

① 施工管理記録書 情報共有システムにて提出

② その他の図書 情報共有システムにて提出

個別書類の提出時期については施工計画書に基づき協議する。

(4) 工事完成時に提出するもの。

① 電子データ（電子納品） 情報共有システムにて提出

第30条 維持管理情報データベース統一様式

受注者は、整備内容を別途監督職員より通知される「機械設備の維持管理情報データベース統一様式」（以下「統一様式」という。）に記入し監督職員へ提出しなければならない。なお試運転を行う場合は点検整備標準要領に基づき整備前後に測定したデータを記入するものとする。

また、統一様式に記載されていない項目であっても施設保全上測定が必要と思われるものについてはこれを充足するものとし、記入方法については監督職員の確認を受けるものとする。

第31条 技術検査

1. 本工事は、中間技術検査対象工事とし、実施回数は1回以上を原則とする。

2. 中間技術検査の実施時期は、完成、既済部分（完済を含む）の検査時期及び本工事の主要工種を考慮し、施工上の重要な変化点で行うことを原則とする。実施時期は、監督職員が選定するものとし、監督職員は、受注者に対して書面をもって検査日及び検査職員名を通知するものとする。

3. 中間技術検査は、上記を標準として実施することとするが、中間技術検査の主旨を踏まえ、現場条件、工事規模、内容、工期等を考慮して、実施時期、実施回数を変更することが出来る。

第32条 書類限定検査

1. 本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「書類限定検査」の対象である。
2. 書類限定検査とは、検査時に下記の10書類に限定して資料検査を行うものであり、実施について協議するものとする。

① 施工計画書	⑥ 出来高管理図表
② 施工体制台帳（下請引取検査書類を含む。）	⑦ 品質管理図表
③ 工事打合せ簿（協議）	⑧ 品質規格証明資料
④ 工事打合せ簿（提出）	⑨ 品質証明書
⑤ 工事打合せ簿（承諾）	⑩ 工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。

- ・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」
 - ・ 施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事
3. 実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

第33条 ウイルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員に工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。

また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第34条 デジタル工事写真の黒板情報電子化について

デジタル工事写真の黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事では、以下の1. から4. の全てを実施することとする。

1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和6年3月）（以下、「写真管理基準」という）「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア，（一社）施工管理ソフトウェア産業協会，〈<https://www.jcomsia.org/kokuban>〉。

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

2. デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、同条 1. の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準（令和 6 年 3 月）「2-2 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3. 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準（令和 6 年 3 月）及びデジタル写真管理情報基準（令和 5 年 3 月）に準ずるが、同条 2. に示す小黑板情報の電子的記入については、写真管理基準（令和 6 年 3 月）「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準（令和 5 年 3 月）「6. 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4. 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条 2. に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は URL（http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したものでよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会
〈<https://www.jcomsia.org/kokuban>〉。

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

なお、デジタル工事写真の小黑板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

第35条 快適トイレの試行

1. 内容

受注者は、現場に以下の(1)～(11)の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

(12)～(17)については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- (1) 洋式(洋風)便器
- (2) 水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置付き含む)
- (3) 臭い逆流防止機能
- (4) 容易に開かない施錠機能
- (5) 照明設備
- (6) 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等(耐荷重を5kg以上とする)

【付属品として備えるもの】

- (7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (8) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- (9) サニタリーボックス(女性用トイレに必ず設置)
- (10) 鏡と手洗器
- (11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- (12) 室内寸法900×900mm以上(面積ではない)
- (13) 擬音装置(機能を含む)
- (14) 着替え台
- (15) 臭気対策機能の多重化
- (16) 室内温度の調整が可能な設備
- (17) 小物置き場(トイレットペーパー予備置き場等)

2. 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記1の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。

【快適トイレに求める機能】(1)～(6)及び【付属品として備えるもの】

(7)～(11)の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費(率)に含むものとし、2基/工事より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、監督職員と協議するものとする。

3. その他

快適トイレの手配が困難の場合は監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

第36条 工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

なお、令和7年度における重点的安全対策項目は以下の7項目である。

- I. 架空線等上空施設の損傷事故防止
 - II. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止
 - III. 資機材等の下敷きによる人身事故防止
 - IV. 足場・法面等からの墜落事故防止
 - V. 地下埋設物の損傷事故防止
 - VI. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害
 - VII. 事故防止
2. 受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。
- (1) 労働安全衛生法第19条の2に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育
 - (2) 労働安全衛生法第60条の2に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育
 - (3) 厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育
3. 工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。

第37条 熱中症対策に資する現場管理費の補正

1. 本工事は、夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。
2. 真夏日の考え方は下記のとおりである。
- (1) 真夏日の定義
日最高気温が30℃以上の日を指す。
ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合とする。
 - (2) 試行にあたっての真夏日の計上の考え方
下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。
 - ① 環境省が公表している暑さ指数（WBGT）が日最高25℃以上の場合。
施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）が25℃以上となる日を真夏日とみなす。
 - ② 気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が30℃以上の場合。
施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が30℃以上の日を真夏日とする。

- ③ 夜間工事については、作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合。
施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が30℃以上、又は暑さ指数(WBGT)が25℃以上の場合を真夏日とする。
なお、休工日においては、上記に該当した場合でも真夏日としない。
上記①～③によりがたい場合は、監督職員と協議すること。

(3) 工期

工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(4) 基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。

当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。なお、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工日は含まないものとする。

(5) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\cdot \text{真夏日率} = \text{基準日から工期末までの真夏日} \div \text{工期}$$

(6) 現場管理費の補正

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

$$\cdot \text{補正値}(\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数} \ast$$

※ 真夏日補正係数：1. 2

第38条 工所用資機材の保管

本工事に用いる工所用機材、保管場所、期間については、監督職員の承諾を得るものとする。

第39条 環境対策（特定調達品目の調達実績の調査）

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目（以下、「特定調達品目」という）の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。

受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後（工期が令和7年度以降に及ぶものは、監督職員の指示する日まで）に、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。

第40条 環境対策（建設機械の使用）

受注者は、本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和62年3月30日建設省経機第58号）に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

第41条 交通安全管理（工事現場管理）

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

1. 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
2. さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
3. 過積載車輛、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
4. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
5. 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
6. 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第42条 工期

工期は、雨天・休日等を見込み契約の翌日から令和10年3月31日までとする。

なお、休日等には、日曜日、祝日、年末年始及び夏季休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。

工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

①準備期間	30日間
②後片付け期間	20日間

本工事の工期は出水期間を含んでいる。

6月1日から10月31日を出水期間とし、河川区域における工事行ってはならないが、下記に示す工種等においてはこの限りではない。

なお、既存堤防の治水上の安全を下げないよう留意すること。

- ・準備・後片付け
- ・排水機場の運転操作に支障のない作業
- ・その他監督職員が承諾した工種

後片付け期間に検査に要する各種電子データの作成を行うことを想定しているが、更なる期間が必要な場合は、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

第43条 工事工程クリティカルパスの共有

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

- ① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 著しい悪天候により作業を休止せざるを得なかった場合
- ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

第44条 工事工程表の開示の試行工事

1. 本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえた工事工程表を開示するとともに、設計審査会等において工事工程クリティカルパスの共有や発注者が作成する工程と受注者が作成する工事工程の照合（クロスチェック）を行うことにより、適切な工期設定の取組を行う「工事工程表の開示の試行工事」である。
2. 工事契約後、設計審査会等において、「前条 工事工程クリティカルパスの共有」により作成した工事工程表を確認し、受注者・発注者間でクリティカルパスの共有を行うものとする。
3. 設計審査会等において、発注者が開示した工事工程表（別紙-5）との照合（クロスチェック）を実施し、必要に応じて工期延伸の判断について審査を行うなど、適正な工事工程の確保に努めるものとする。
4. 本試行に関するアンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

第45条 週休二日の対応

1. 本工事は、監督職員と受注者双方が工程調整を行うことにより、月単位の週休2日を達成するよう工事を実施する「現場閉所による週休2日制適用工事（月単位）」の試行工事である。
2. 週休2日の考え方は下記のとおりである。
 - 1) 週休2日
対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
 - ①月単位の週休2日
対象期間内の全ての月において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
 - ②通期の週休2日
対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

4) 4週8休以上

対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、全ての月で28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

3. 現場閉所を行うときは、監督職員へ事前に連絡すること。ただし、以下に該当する場合は、連絡は不要である。

① 施工計画書に記載した法定休日・所定休日の場合

② 週間工程会議等により監督職員が事前に把握している場合

③ 官公庁の休日の場合

4. 監督職員は、受注者の月毎の現場閉所率の状況を適宜確認するものとし、受注者側の週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、週休2日が確保できるよう改善に取り組むものとする。

5. 工事完了後、週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督職員に提出するものとする。なお、入力様式は監督職員より提供する。

6. アンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

7. 対象期間において、全ての土曜日及び日曜日を閉所する「完全週休2日（土日）」を達成した工事については、工事成績評定の加点評価の対象とする。なお、明らかに受注者側に月単位の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績評定から内容に応じて、点数を減ずる措置を行うものとする。

8. 週休2日に掛かる費用については、当初予定価格から月単位の週休2日（4週8休以上）を達成した場合の補正係数を労務費、機械経費（賃料）、市場単価、土木工事標準単価、共通仮設費率、現場管理費率に乗じているが、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の週休2日（4週8休以上）を達成していないものは、補正係数を通期の週休2日（4週8休以上）に変更する。その際、4週8休未満であった場合は補正係数を除した変更とする。

第46条 悪天候等により工期変更が必要となる場合の協議を簡素化する試行

1. 受注者は、著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生し、工期内に工事を完成することが困難な場合はその理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

著しい悪天候とは、当該工事の工期月の雨休率が、直近5カ年における工期月

の雨休率の平均値を超える場合をいう。

工期月とは、工事着手日から工事完成予定日までの期間のうちの、工期の延長変更請求時までにかかる月（ただし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は除く）をいう。

なお、本工事の降雨降雪日は、下妻観測所（気象庁のデータ）における1日の降雨・降雪量雨が10 mm以上/日の日を想定している。

2. 本試行のアンケート調査を行う場合は、これに協力すること。

第47条 直轄土木工事における賃金・労働時間等の実態調査（試行）（受注者希望方式）

1. 本工事は、受注者の協力の下、賃金・労働時間・労務費（以下「賃金・労働時間等」という。）の実態を調査する試行工事である。
2. 受注者は、契約締結後、賃金・労働時間等の実態調査に協力する意向がある場合には、実態調査に協力する工種・種別・細別（以下、「工種等」という。）を発注者へ報告するものとする。
3. 発注者は、実態調査に協力する工種等の報告を受けた工種等より調査対象を選定するとともに、調査対象工種等の施工が完了した後、受注者は、別途監督職員より通知される実態調査要領に基づき資料を提出するものとする。
4. 発注者は、提出された資料をもとに賃金、労働時間等の実施率・達成率を算出後、積算上の作業時間を示した資料を提出するとともに、賃金、労働時間等の実施率・達成率を工事完成検査後に受注者、下請業者（注文者）、下請業者（使用者）に通知するものとする。

第48条 個人情報の取り扱いについて

1. 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第1号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2. 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3. 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

4. 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

5. 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

6. 再委託の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第4号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

7. 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

8. 資料等の返却等

(1) 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発注者の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別紙-2）を発注者に提出しなければならない。

(2) 前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）において準用する。

9. 管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

10. 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

11. 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第49条 受注者相互の協力（他工事等との調整）

1. 下記工事等の受注業者とは、現場が連続し施工や作業が輻輳することから、施工手順・工程については十分な打ち合わせを行い、工事等の円滑な進捗に努めるものとする。
2. 本工事との調整工事等は以下のとおりとする。

工事名	施工範囲	工期（予定）
R8 下館河川事務所排水機場点検整備その1業務（予定）	糸繰川排水機場	令和8年4月1日～ 令和9年3月31日
R8・9 黒子管内維持管理工事（予定）	下館河川事務所黒子出張所管内	令和8年4月1日～ 令和10年3月31日

第50条 新技術の活用「新技術の定義」

1. 本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。

2. 新技術の定義

新技術活用の原則義務化における新技術の定義は以下による。

- ① 技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術
- ② 公共工事等において実用段階に達している技術
- ③ 当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術
- ④ 実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術

3. 対象とする新技術

新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。

- 1) 新技術情報提供システム（NETIS）登録技術
URL: <https://www.netis.mlit.go.jp/NETIS>
- 2) NETIS のテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術
- 3) 新技術導入促進（Ⅱ）型により活用する技術
- 4) 新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術

対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「標準化推進技術」「普及促進技術」のいずれかに該当するものとする。

なお、NETIS 掲載期間終了技術は対象外とする。

第51条 新技術の活用「施工者選定型」

1. 本工事は、施工者が原則1技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。
2. 本工事において、第49条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す1)～4)の技術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術を原則一つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。活用する新技術がNETIS登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。
3. 受注者は、選定した新技術が第49条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す1)～4)のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載する。
4. 当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、設計変更の対象としない。
5. 受注者は、試行現場照会中の技術を活用する場合において当該技術の施工にあたりNETIS申請者が実施する「試行調査」に協力するものとする。なお、試行調査に係る費用はNETIS申請者が負担する。
6. 試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用される技術の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、NETIS申請者の負担とする。
7. 受注者は、活用する新技術が情報種別記号「-VE」以外のNETIS登録技術の場合は、当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。なお、「活用効果調査」は、「新技術情報提供システム(NETIS)」より作成し、監督職員に提出するものとする。
8. 受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

第52条 建設現場における遠隔臨場の実施

1. 建設現場における遠隔臨場の実施

「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）とWeb会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものとする。

なお、遠隔臨場の実施にあたっては「建設現場における遠隔臨場に関する実施要（案）R5.3」を参考に実施するものとする。

URL <https://www.mlit.go.jp/tec/content/001594449.pdf>

2. 遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。

3. 実施内容

(1) 段階確認・材料確認、立会での確認

- ① 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものとする。
- ② 確認実施者が現場技術員の場合、現場技術員は使用する PC にて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム（ASP）等に登録して保管する。（従来の立会資料の管理と同様とする。）

(2) 動画撮影

動画撮影は、撮影者の安全を確保するため、撮影者が移動の際に横転等が考えられるいわゆる「歩きスマホ」（カメラを手を持って歩きながら撮影）での撮影はしないこと。

動画撮影は、静止して撮影又は撮影者のヘルメットや胸ポケットに付ける等の安全に配慮すること。

(3) 機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。

なお、配信に利用するシステムは、「パッケージ化したシステム」、「情報共有システム（ASP）」、「Web 会議システム（teams、zoom 等）」等、いずれのシステムを利用してよい。

(4) 遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行うものとする。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

(5) フォローアップ調査

工事完了時に別紙様式－19を監督職員へ提出するものとする。

また、遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。

詳細は、監督職員の指示によるものとする。

(6) 費用

遠隔臨場にかかる費用については、工事実施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

なお、機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上するものとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上するものとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とするもの

とする。

(7) 不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和3年9月30日（国不建第273号）」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

(8) 通信環境

遠隔臨場の実施にあたり、現場の通信環境が不良と確認された場合は、対応策を検討の上、監督職員と協議を行うものとする。

第53条 生産性向上チャレンジ工事

1. 試行の実施

本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

2. 試行の内容

工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組みを実施することができる。

本取組みを実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。

なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第48条 新技術活用「新技術の定義」」において採用した取組については本試行の対象外とする。

3. 工事成績評定

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。

4. 本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第54条 総価契約単価合意方式について

1. 目的

本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式の対象工事である。

2. 共通仕様書 1-1-4 請負代金内訳書及び工事費構成書の適用

共通仕様書 1-1-4 第2項、第6項及び第7項に係る規定は適用しないものとする。

受注者は、契約書第3条第1項の規定に基づき請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を発注者に提出した後に、当該工事の工事費構成書の提示を求めることができるものとする。

3. 合意単価の公表

発注者・受注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

第55条 レディーミクストコンクリート

1. コンクリートは、レディーミクストコンクリートを原則とし、下記の仕様によるものとする。

用途	粗骨材の最大寸法	スラフ [°]	水セメント比	呼び強度	セメントの種類	備考
基礎	25mm	8mm	—	21N/mm ²	普通ポルトランドセメント	4号主原動機
均し	25mm	8mm		18N/mm ²	高炉セメントB種	4号ラジエータ
基礎	25mm	8mm	60%以下	21N/mm ²	高炉セメントB種	4号ラジエータ

ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

2. コンクリートの耐久性向上の対策は「コンクリートの耐久性向上」仕様書（土木編）（平成14年8月一部改正）により行うものとする。

第56条 配合

水セメント比については、示方配合表により監督職員の確認を得なければならない
なお、水セメント比を減じることにより施工性が著しく低下する場合は、必要に応じて、高性能減水剤の使用等を検討しなければならない。また、下記構造物については適用除外とする。

- ・ 仮設構造物（建設後数年の内に撤去するもの。）
- ・ 最大高さ1m未満の擁壁・水路・側溝及び街渠等の構造物。
- ・ 管（函）渠等（φ600未満、600mm×600mm未満）の構造物。
- ・ 道路照明、標識、防護柵等の構造物。
- ・ 耐久性を期待しない構造物。
- ・ 河川における護岸構造物（特殊堤及び船着場等は除く。）

第57条 鋼材

1. 異形棒鋼は、JIS G 3112・SD295 Aとする。

第58条 配筋・組立

配筋・組立において、鉄筋組立固定架台、鉄筋固定金具を使用する場合は監督職員と協議しなければならない。

第59条 現場技術員

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務を建設コンサルタント等に委託する予定としている。

また、本工事の現場技術業務を担当する現場技術業務員の氏名は、別途監督職員より通知する。

第60条 施工体制調査員

本工事は、現場における施工体制の点検補助を建設コンサルタント等に委託する予定としている。

また、本工事の施工体制の点検を担当する施工体制調査員の氏名は、別途監督職員より通知する。

なお、施工体制調査員は、工事の情報共有システム（ASP）により電子書類を閲覧し、点検を行うため、施工体制調査員を情報共有システム（ASP）のユーザーに登録するものとする。（「閲覧のみ可能」で登録）

第61条 施工体制の点検

1. 受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年11月27日法律第127号 最終改正令和3年9月1日）第15条3により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではない。
2. 施工体制の点検員は本工事の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。
3. 施工体制調査員は、業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職（施工体制調査員）、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
4. 本工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
5. 施工体制調査員は、施工体制の点検を行う者で、指示等の権限は有しない。
6. 施工体制調査員は、電子書類の点検を工事の情報共有システム（ASP）により「閲覧」し、点検する。
7. 施工体制調査員は、第1回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は、映像により点検が可能な項目は、必要に応じ、工事の受注者が導入しているWEB会議や遠隔臨場システムを活用し、点検することを可能とする。
ただし、立会や打合せ等においてWEB会議や遠隔臨場システムを導入していない工事や現地での点検を希望する工事は、従来通り、現地で点検する。

第62条 監督職員による確認及び立会等

本工事の段階確認は次のとおりとする。ただし、段階確認項目、検査(確認)方法、対象設備の詳細区分については施工計画書に記載し提出するものとする。

項目	実施時期	対象設備
寸法確認	工場：製作完了時 現場：据付完了時	主原動機、系統機器設備
性能確認	工場：製作完了時 現場：据付完了時	主原動機、系統機器設備
機能確認	工場：製作完了時 現場：据付完了時	主原動機、系統機器設備、操作制御設備
耐圧確認	工場：製作完了時 現場：据付完了時	系統機器設備
漏洩確認	工場：製作完了時 現場：据付完了時	系統機器設備
施工状況確認 (緊張試験)	現場：あと施工アンカ 施工後機器据付前	系統機器設備
現地試運転確認	総合試運転実施時	

材料確認をすべて工場で実施する場合など、本工事において該当しない項目がある場合は、その旨を施工計画書に記載するものとする。

現地試運転確認においては、実負荷総合試運転を行うものとする。ただし、現地状況等により開閉動作が行えない場合には監督職員と協議するものとする。

第63条 品質証明

本工事は、品質証明対象工事とする。なお、提出様式は別紙様式-12によるものとする。

第64条 仮設工(足場工)

1. 本工事の足場に関する仮設にあたっては、現地の状況を十分把握し、安全性、細部構造等については受注者において十分検討を行い、受注者の責任において決定し、施工するものとする。
2. 上記の決定にあたっては、下記条件等を遵守するものとする。

なお、下記条件等に変更が生じた場合には、監督職員と協議のうえ変更するものとする。

- (1) 施工条件 糸繰川排水機場構内
- (2) 留意事項 非出水期間中の運転に支障の無いように留意すること

第65条 震災対策

1. 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定め、施工計画書に記載するものとする。
2. 地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第66条 工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、本工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

第67条 あと施工コンクリートアンカ

1. あと施工コンクリートアンカの施工にあたり、対象施設の劣化程度、配筋の位置などを調査するものとし、項目は以下のとおりとする。

なお、事前調査段階において躯体等が強度上耐えられないことが判明した場合には、対応方針について監督職員と協議するものとする。

 - (1) 施工に際し問題ない状況であるかどうかを目視にて調査
 - ・躯体に劣化があるか。
 - ・クラックや欠損がないか など
 - (2) コンクリート内部探査器などを使用し、配筋の位置を調査
2. あと施工コンクリートアンカ削孔部の測定データは、削孔径及び深さとし、計測状況を数値が確認できる写真に記録しなければならない。

第68条 工事概要

本工事は、利根川水系系繰川の内水排除を目的として設置された系繰川排水機場の主ポンプ原動機更新及び冷却水系統設備の変更（二次冷却方式→ラジエータ方式）を行うものである。

3号主原動機・冷却系統の更新を行っている工事を1期工事とし、1号主原動機・冷却系統の更新を行う2期工事、2号主原動機・冷却系統の更新を行う3期工事、4号主原動機・冷却系統の更新を行う本工事を4期工事を予定している。

第69条 工事施工範囲

本工事の施工範囲は、次に示す設備の政策、据付、撤去及び現地試運転確認までとする。

機器名	規格、形状	単位	数量				摘要
			撤去	改造	製作	据付	
主原動機	水冷式ディーゼル機関 (4号機用) 軸継手、排気消音器、 排気管(架台含む)、 機械潤滑油ポンプ、遠 心クラッチ、空気槽含 む	台	1 (4)		1 (4)	1 (4)	
ラジエータ	膨張タンク・ラインポ ンプを含む	台分			1 (4)	1 (4)	架台を含む
No. 4 主ポンプ機側 操作盤	屋内閉鎖スタンド形 (4号機用)	面		1 (4)			
No. 2・4 別置ラジエ ータ・ラインポンプ 機側操作盤	屋内閉鎖スタンド形 (2・4号機用)	台		1 (2)			
コントロールセン タ	屋内閉鎖自立型	式		1 (3)			
シーケンサ盤	屋内閉鎖自立型	式		1 (4)			
補助継電器盤	屋内閉鎖自立型	式		1 (4)			
配管工事		式	1 (4)			1 (4)	
配線工事		式	1 (4)			1 (4)	
土木工事		式				1 (4)	

上段は本工事(4期工事)の数量、下段()書きは全体工事(1期~4期工事)の数量を示している。

次の内容は施工範囲内とする。

- (1) 原動機、空気槽基礎の撤去・打設
- (2) 原動機更新、冷却水系統更新に伴う小配管の据付、排気管の更新工事
- (3) 撤去据付を行う各機器及び関連機関間の配線、端子接続及び調整
- (4) 制御線の配線と端子接続、操作盤等から原動機までの配線と端子接続工事
- (5) 試運転調整
- (6) 天井クレーン法定点検（荷重試験含む）

第70条 既設設備の主要仕様

形式	水冷式ディーゼル期間
定格出力	404 kw (505 PS)
使用燃料	A 重油
始動方式	空気式

第71条 共通仕様書に対する特記事項は次のとおりとする。

第3章 共通施工

第2節 製作

3-2-4 ステンレス鋼の表面処理

1. ステンレス表面は工場では不動態化処理として酸洗いを実施するものとする。

第6節 防食

3-6-1 溶接亜鉛めっき

1. 溶接亜鉛めっきについては次のとおりとする。

めっきの種類	膜厚	備考
HDZT 77	77 μ m(片面)以上	架台

第10節 電気配線

3-10-1 一般事項

本工程（4期工事）で撤去据付行う電気配管及び配線の種類は次のとおりとする。

屋内露出部配管	: 厚鋼電線間
屋外露出部配管	: 厚鋼電線間
コンクリート埋設部配管	: 厚鋼電線間
土中埋設部配管	: 波付硬質ポリエチレン管（FEP）
機器への接続部配管	: 二種金属製可とう電線管
動力線	: 600V CV ケーブル
操作・制御線	: CVV ケーブル
アース線	: IV ケーブル

第6章 揚排水ポンプ設備

第5節 主ポンプ用原動機

6-5-2 ディーゼル機関

主原動機の詳細は以下のとおりとする。

(1) 4号主原動機(更新後)

数	量	1台
形	式	水冷式ディーゼル機関
定	格出力	400kW相当
定	格回転数	900min ⁻¹ 相当 (回転方向:ポンプ側から見て左)
使	用燃料	A重油(JIS K 2205 1種1号)
過	負荷耐力	110%(30分以上)
始	動方式	空気始動
冷	却方式	水冷方式
潤	滑方式	強制潤滑方式
制	御	回転数制御無し
排	気方式	単独排気方式 消音器の性能は排気出口1mにて80dB(A)以下のものとする。
排	気管	口径:更新後の原動機規格による 材質:SGP, SUS 被覆(ラギング):有
ク	ラ ッ チ	遠心クラッチ
そ	の 他	軸継手、空気制御盤、排気消音器、排気管 (架台含む)、空気槽ほか必要なもの

第8節 系統機器設備

6-8-3 給水系統設備

系統設備の詳細は以下のとおりとする。

(1) ラジエータ(新設)

数	量	主原動機1台分
形	式	別置き型熱交換器
電	源	三相3線式 200V(50Hz)
電	動機出力	5.5kW以下
流	体液体	防錆剤入不凍液
付	属品	専用架台 1式 膨張タンク 1基 その他必要なもの 1式

(2) ラインポンプ (新設)

数	量	主原動機 1 台分		
形	式	片吸込渦巻ポンプ		
吐	出	量	0.44 (m ³ /min)程度	
全	揚	程	13.5m	
電	動	機	出力	3.7kW 以下
口	径	新設ラジエータの規格による		

6-8-7 小配管

本工事 (4 期工事) で撤去据付を行う小配管の種類は以下のとおりとする。

(1) 水配管

管	種	SUS304	
付	属	品	配管接続材 1 式、据付材料 1 式

(2) 空気配管

管	種	Cut	
付	属	品	配管接続材 1 式、据付材料 1 式

(3) 燃料配管

管	種	SGP	
付	属	品	配管接続材 1 式、据付材料 1 式

第 9 節 監視操作制御設備及び電源設備

6-9-4 系統機器盤

系統機器盤の詳細は以下のとおりとする。

(1) No. 4 主ポンプ機側操作盤 (既設盤改造)

主原動機更新、流体継手撤去に伴い既設の No. 4 主ポンプ機側操作盤を改造する。

主原動機更新、流体継手撤去に伴い、電流計撤去、スイッチ類撤去・更新を行う。

形式	屋内閉鎖スタンド形	
構造	前面扉	
数量	1 面	
仕様	盤内機器配線	1 式
	その他必要なもの	1 式

(2) No. 2・4 別置ラジエータ・ラインポンプ機側操作盤 (改造)

ラジエータ、ラインポンプ増設に伴い既設の No. 2・4 ラジエータ機側操作盤を改造する。

ラジエータ、ラインポンプ増設に伴い、内部リレーの改造を行う。

形式	屋内閉鎖自立形	
構造	前面扉	
数量	1面	
仕様	盤内機器配線	1式
	その他必要なもの	1式

(3) コントロールセンタ（改造）

主原動機更新、冷却方式変更に伴い既設のコントロールセンタを改造する。
2号主原動機の冷却系統の変更に伴う(二次冷却方式→ラジエータ方式)動力回路の改造を行う。

形式	屋内閉鎖自立形	
構造	前面後面扉	
数量	1式(6面)	
改造仕様	動力ユニット	1式
	盤内配線	1式
	その他必要なもの	1式

(4) 補助継電器盤（改造）

主原動機更新、冷却方式変更に伴い既設の補助継電器盤を改造する。
4号主原動機の二次冷却系統の変更に伴う(二次冷却方式→ラジエータ方式)に伴う制御回路の改造を行う。

形式	屋内閉鎖自立形	
構造	前面後面扉	
数量	1式(1面)	
改造仕様	補助継電器	1式
	盤内配線	1式
	その他必要なもの	1式

(5) シーケンサ盤（改造）

主原動機更新、冷却方式に伴い制御回路を改造する。
1号主原動機の運転、操作も必要になる制御回路の改造を行う。

形式	屋内閉鎖自立形	
構造	前面後面扉	
数量	1式(1面)	
改造仕様	PLC改造	1式
	盤内配線	1式
	その他必要なもの	1式

第72条 建設発生土の受入れ地

1. 発生土の受け入れ場所は、茨城県下妻市高道祖地先とする。(運搬距離 0.55km)
詳細については監督職員の指示とする。
2. 工事発注後に明らかになったやむをえない事情により、上記の指定により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

—以 上—

明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
工程関係	<input type="checkbox"/> 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。 <input checked="" type="checkbox"/> 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。 <input type="checkbox"/> 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期。 <input type="checkbox"/> 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲。 <input type="checkbox"/> 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。 <input type="checkbox"/> 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間。 <input type="checkbox"/> 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。	第41、42条
用地関係	<input type="checkbox"/> 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期。 <input type="checkbox"/> 工事用地等の使用終了後における復旧内容。 <input type="checkbox"/> 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。 <input type="checkbox"/> 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。	
公害関係	<input type="checkbox"/> 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。 <input type="checkbox"/> 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間。 <input type="checkbox"/> 濁水、湧水等の処理で特別な対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等）。 <input type="checkbox"/> 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等。	
安全対策関係	<input type="checkbox"/> 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間。 <input type="checkbox"/> 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容。 <input type="checkbox"/> 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容。 <input type="checkbox"/> 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容。 <input type="checkbox"/> 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容。	
工事用道路関係	一般道路を搬入路として使用する場合 <input type="checkbox"/> 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等。 <input type="checkbox"/> 搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容。仮道路を設置する場合。 <input type="checkbox"/> 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間。 <input type="checkbox"/> 仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去）。 <input type="checkbox"/> 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容。	
仮設備関係	<input type="checkbox"/> 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等。 <input type="checkbox"/> 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法 <input type="checkbox"/> 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容。	

明示項目	明示事項	記載条項
建設副産物関係	<input type="checkbox"/> 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件。 <input type="checkbox"/> 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容。 <input checked="" type="checkbox"/> 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件。	第23条
工事支障物件等	<input type="checkbox"/> 地上、地下等の占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等。 <input type="checkbox"/> 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等。	
薬液注入関係	<input type="checkbox"/> 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等。 <input type="checkbox"/> 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容。	
その他	<input type="checkbox"/> 工事前資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等。 <input checked="" type="checkbox"/> 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等。 <input type="checkbox"/> 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等。 <input type="checkbox"/> 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容。 <input type="checkbox"/> 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件。 <input type="checkbox"/> 工事前電力等を指定する場合は、その内容。 <input type="checkbox"/> 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容。 <input type="checkbox"/> 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期。 <input type="checkbox"/> 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等。	第22条

概略工事工程表
工事名: R7糸線川排水機場ポンプ設備修繕工事

項目	R7年度	R8年度												R9年度												
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
設計																										
製作																										
撤去・据付																										
後片付け																										

工事関係電子書類一覧表(作成書類の役割分担・位置付け)

※必要に応じ、項目を追加し、作成書類の役割分担を明確化すること
 ※本様式もASP(情報共有システム)で電子で管理すること

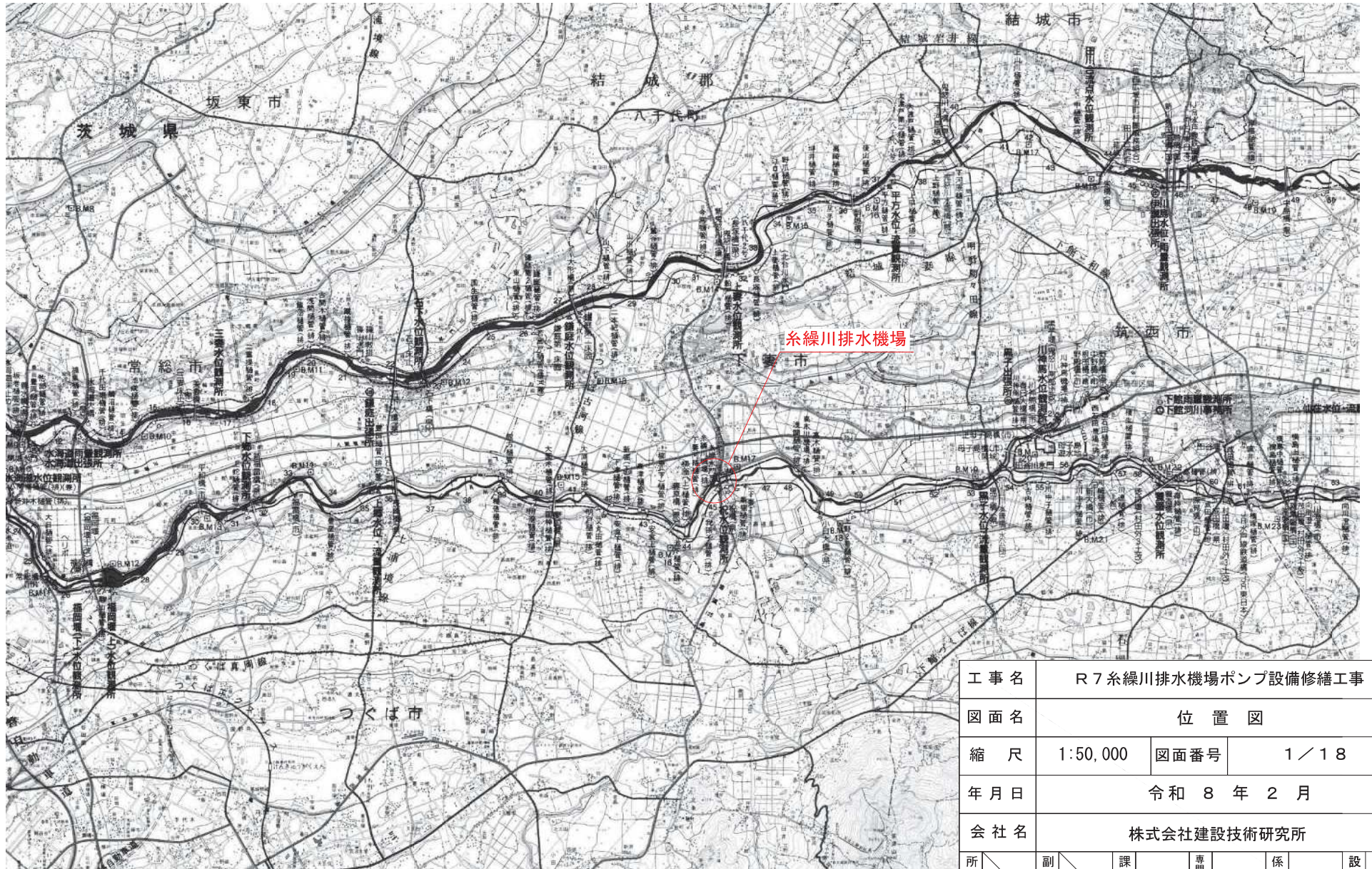
作成時期	種別	工事関係書類		工事関係書類の標準様式(案)(様式No.)	作成書類役割分担		発注者作成書類の位置づけ		受注者書類作成の位置付け				備考				
		No.	書類名称		書類作成の様式	発注者	受注者	指示	通知	提出	発注者へ連絡	監督職員へ納品					
工事着手前	作成書類の役割分担	設計審査会	1	【事例】工事のお知らせ(自治会、住民等への周知)	共通仕様書1-1-50,7	-	○								令和〇年〇月〇日設計審査会で確認		
			2	【事例】関係機関(〇〇〇)協議結果に基づく届出	共通仕様書1-1-50,2	-	○									令和〇年〇月〇日設計審査会で確認	
			3	【事例】土壌汚染対策法第4条1項に基づく届出	土壌汚染対策法第4条1項	-	○		○							土地の形質の変更に着手する日の30日前までに届け出	
			4	【事例】概算概略発注等のため関係機関協議が実施中、未了の場合】関係機関(〇〇〇)との設計・施工協議	河川法、道路法、道路交通法等の個別法	-	○			○							令和〇年〇月〇日設計審査会で確認
			5	【事例】概算概略発注等のため関係機関協議が実施中、未了の場合】占用物件(〇〇〇)の移設の調整、監督処分	河川法、道路法	-	○			○							令和〇年〇月〇日設計審査会で確認
			6	【事例】設計図書、条件明示と現地の不整合による協議資料	共通仕様書1-1-3,2	-	○										令和〇年〇月〇日設計審査会で確認
			7	【事例】設計図書、条件明示と現地の不整合による設計図修正(構造計算の件ものや大規模な修正)	共通仕様書1-1-23	-	○			○							令和〇年〇月〇日設計審査会で確認 別別の図面修正等については発注者間で協議し役割分担を決定。 (発注者が実施する場合は、設計費用を発注者が負担する)
	契約図書	設計図書	8	工事請負契約書	-	-	○										
			9	共通仕様書	-	-	○										
			10	特記仕様書	-	-	○										
			11	発注図書	-	-	○										
			12	現場説明書	-	-	○										
			13	質問回答書	-	-	○										
			14	工事数量約括表	-	-	○										
	契約関係書類	契約関係書類	15	現場代理人等通知書	工事請負契約書第10条1項	様式-1		○		○						契約書を作成する全ての工事	
			16	請負代金内訳書	工事請負契約書第3条1項	共通仕様書1-1-4	様式-2		○		○						
			17	工事工程表	工事請負契約書第3条1項	共通仕様書1-1-5,6	様式-3		○		○						
			18	掛金収納書(電子申請方式)	共通仕様書1-1-56,6	様式-4			○		○						
			19	建造共益権委託簿	現況時指導事項(R3.3.31付国会公契第71号)	-			○				○			電子申請を使用しない場合は、「掛金収納書提出用台帳」に掛金収納書を張り付けた上、提出する。なお、スキャン、撮影によるデータ化も可とする。	
			20	工事別共益権継受簿	現況時指導事項(R3.3.31付国会公契第71号)	-			○				○				
			21	掛金充当実績約括表	現況時指導事項(R3.3.31付国会公契第71号)	-			○				○				
			22	被共済者状況報告書	現況時指導事項(R3.3.31付国会公契第71号)	-			○				○				
			23	掛金充当書	現況時指導事項(R3.3.31付国会公契第71号)	-			○				○				
			24	請求書(前払金)	工事請負契約書第35条1項	様式-5			○		○						
	25	VE提案書(契約後VE時)	特記仕様書	様式-6						○					契約締結後にVE提案を行う場合に提出する。		
	その他	その他	26	品質証明員通知書	共通仕様書1-1-32,35	様式-7		○		○						契約図書で規定された場合に提出する。	
			27	再生資源利用計画書 -建設資材投入工事用-	共通仕様書1-1-27,4	-		○								該当する建設資材を投入する予定がある場合、建設副産物情報交換システムにより作成し、施工計画書へ添付して提出する。	
			28	再生資源利用促進計画書 -建設副産物搬出工事用-	共通仕様書1-1-27,5	-		○								該当する建設副産物を搬出する予定がある場合、建設副産物情報交換システムにより作成し、施工計画書へ添付して提出する。	
			29	建設発生土搬出届書	特記仕様書	-		○									
			30	建設発生土搬出のお知らせ	特記仕様書	-		○									
工事書類	1 施工計画	① 施工計画	31	施工計画書	共通仕様書1-1-8	-		○		○					工事着手前又は施工方法が確定した時期に監督職員に提出 重要な変更が生じた場合(工期や数量等の発注者変更以外)には、その都度当該工事に着手する前に、変更施工計画書を監督職員に提出する。		
			32	ISO9001品質計画書	特記仕様書	-		○									
			33	設計図書の照査確認資料 (契約書18条に該当する事実があった場合)	共通仕様書1-1-3,2	-		○									
			34	工事測量成果表(仮BM及び多角点の設置)	共通仕様書1-1-52,1	-		○									
	35	工事測量結果(設計図書との照合) (設計図書と差異有り)	共通仕様書1-1-52,1	-		○								設計図書と差異があった場合にのみ監督職員に提出する。			
	2 施工体制	② 施工体制	36	施工体制台帳	共通仕様書1-1-18,1	-		○		○						「[施工体制台帳に係る書類の提出について]」の一部改正について(令和3年3月9日付け国官技第319号、国官警第10号)に基づき作成する。 *建設業及び一次下請人の登録業以外は不要	
			37	施工体系図	共通仕様書1-1-18,2	-		○		○							
			38	作業員名簿	共通仕様書1-1-18,1	-		○		○							
39			承諾図書	共通仕様書1-1-9	-		○		○						設計が必要な工事において、製作・施工前に承諾図書を作成し、監督職員の承諾を得る。		
4 施工状況	④ 施工管理	40	工事打合せ簿(指示)	共通仕様書1-1-2,20	様式-9		○								協議の根拠となる議基書類のコピーは添付不要。		
		41	工事打合せ簿(協議)	共通仕様書1-1-2,23	様式-9		○										
		42	工事打合せ簿(承認)	共通仕様書1-1-2,21	様式-9		○										
		43	工事打合せ簿(提出)	共通仕様書1-1-2,24	様式-9		○										
		44	工事打合せ簿(報告)	共通仕様書1-1-2,26	様式-9		○										
		45	工事打合せ簿(通知)	共通仕様書1-1-2,27	様式-9		○										
		46	材料確認書	共通仕様書2-1-3,1	様式-10		○			○						設計図書に記載しているもの以外は材料確認書の提出は不要	
		47	材料納入伝票	共通仕様書2-1-3,1	-		○					○				設計図書で指定した材料や監督職員から請求があった場合は提出する。 *契約図書で規定された場合のみ対象 *段階確認書に添付する資料は新たに作成する必要なし。 *監督職員又は現場技術員が確認した場合の状況写真等は不要。 *監督職員又は現場技術員が確認して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。	
48	段階確認書	共通仕様書1-1-28,6(3)	様式-11		○			○									

工事関係電子書類一覧表(作成書類の役割分担・位置付け)

※必要に応じ、項目を追加し、作成書類の役割分担を明確化すること
 ※本様式もASP(情報共有システム)で電子で管理すること

作成時期	工事関係書類				工事関係書類の標準様式(案)様式(No.)	作成書類役割分担		発注者作成書類の位置づけ		受注者書類作成の位置付け				備考		
	種別	No.	書類名称	書類作成の機関		発注者	受注者	指示	通知	提出	発注担当課	受注者係	監督職員へ連絡		監督職員へ納品	
工事中	工事書類	4 施工状況	④ 施工管理	49 確認・立会依頼書	共通仕様書1-1-28.1	様式-12	○			○					-確認・立会依頼書添付する資料を新たに作成する必要はない。 -監督職員又は現場技術員が臨場した場合の状況写真等は不要。 -監督職員又は現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。	
			50 休日・夜間作業届	共通仕様書1-1-51.2	-	○						○			週間工程変更やASPにより事前連絡する。 ただし、現道の工事については「提出」とする。	
			⑤ 安全管理	51 安全教育訓練実施資料	共通仕様書1-1-41.10	-	○						○			監督職員へ実施内容の提示のみ提出不要。
			52 工事事故通報	共通仕様書1-1-44	様式-13	○					○		○			事故が発生した場合、直ちに連絡するとともに、事故の概要を書面により速やかに報告する。
			53 工事事故報告書	共通仕様書1-1-44	-	○					○					事故報告書はSAS(建設工事事故データベースシステム)により作成して提出するほか、監督職員から請求があった資料を提出する。
工事中	契約関係書類	中間前払金	54 工事履行報告書	工事請負契約書第11条 共通仕様書1-1-38	様式-14	○			○					工程の進捗状況を把握するため、実施工程表の提示を求めることがある。根拠資料の添付不要。		
			55 品質規格証明資料	共通仕様書2-1-4	-	○				○					指定材料のみ提出(設計図書で指定した材料を含む)。	
			56 認定請求書	工事請負契約書第35条4項	様式-15	○					○					
			57 請求書(中間前払金)	工事請負契約書第35条3項	様式-15	○						○				
			58 指定部分完成通知書	工事請負契約書第39条1項	様式-16	○						○				
工事中	契約関係書類	完済部分検査	59 指定部分引渡書	工事請負契約書第39条1項	様式-17	○				○						
			60 請求書(指定部分完済払金)	工事請負契約書第39条1項	様式-18	○					○					
			61 出来高内訳書	工事請負契約書第38条2項 共通仕様書1-1-33.2	様式-18	○					○					
			62 請負工事概算部分検査請求書	工事請負契約書第38条2項	様式-19	○						○				
			63 出来形報告書(数量内訳書・出来形図)	共通仕様書1-1-34.7	-	○										中間技術検査時にも提出する。
			64 出来高内訳書	工事請負契約書第38条2項 共通仕様書1-1-34.2	様式-18	○					○					
		修繕	65 請求書(部分払金)	工事請負契約書第38条5項	様式-19	○						○				
			66 修繕完了届	工事請負契約書第32条1項 工事請負契約書第32条6項	様式-21	○						○				
			67 部分使用承諾書	工事請負契約書第34条1項	様式-22	○										部分使用がある場合に提出する。
		支給品	68 工期延期届	工事請負契約書第10条～22条	様式-23	○										工期延期が発生する場合に提出する。
			69 支給品受領書	工事請負契約書第15条3項	様式-24	○						○				支給品を受領した場合に提出する。
			70 支給品精算書	共通仕様書1-1-25.3	様式-25	○										支給品がある場合に提出する。
		建設機械	71 建設機械使用実績報告書	共通仕様書1-1-25.4	様式-26	○										建設機械の貸与がある場合に提出する。
			72 建設機械借入・返納書	工事請負契約書第15条3項	様式-27	○										建設機械の貸与がある場合に提出する。
			73 現場発生品届書	共通仕様書1-1-26	様式-28	○										現場発生品がある場合に提出する。
その他	74 出来形報告書(数量内訳書・出来形図)	共通仕様書1-1-35.6	-	○										既済部分検査等の際にも提出する。		
	75 産業廃棄物管理表(マニフェスト)	共通仕様書1-1-27.2	-	○							○			-産業廃棄物がある場合に監督職員へ提示すればよく、コピーの提出不要。		
	76 建設発生土搬出届書	特記仕様書	-	○							○					
	77 建設発生土搬出のお知らせ	特記仕様書	-	○							○					
	78 新技術活用関係資料	特記仕様書	-	○							○			新技術情報提供システム(NETIS)に登録されている技術を活用して工事施工する場合に提出する。		
工事完成時	契約関係書類	79 完成通知書	工事請負契約書第32条1項	様式-29	○					○						
		80 引渡書	工事請負契約書第32条4項	様式-30	○						○					
		81 請求書(完成代金)	工事請負契約書第33条1項	様式-5	○							○				
	工事書類	82 出来形管理図表	共通仕様書1-1-37.10	様式-31	○					○					-施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 -出来形の測定位置が分かるように地図を記載する。 -測定結果総括表、測定結果一覧表、出来形管理図(工程能力図)、度数表(ヒストグラム)については、出来形管理図表にて代用可能なため提出不要。	
		83 品質管理図表	共通仕様書1-1-37.10	様式-32	○					○					-施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 -品質の測定位置が分かるように地図を記載する。 -測定結果総括表、測定結果一覧表、品質管理図(工程能力図)、度数表(ヒストグラム)については、品質管理図表にて代用可能なため提出不要。	
		84 品質証明書	共通仕様書1-1-32(1)	様式-33	○					○					-契約図書で規定された場合に提出する。 -品質証明に関する添付書類は提出不要。	
		85 工事写真	共通仕様書1-1-37.10	-	○					○					-工事写真の撮影に当たっては、写真管理基準(案)を適用する。 -電子納品等運用ガイドライン案【機械設備工事編】に基づき提出する。 -概の工事写真機は提出不要 -不可視部分を含め、監督職員又は現場技術員が臨場して確認した箇所は、出来形管理写真等の撮影を省略 -監督職員等が確認や立会っている状況写真等も不要。	
		86 総合評価実施報告書	特記仕様書	-	○						○				総合評価方式を適用して契約した場合に提出する。	
		87 創意工夫・社会性等に関する実施状況	特記仕様書 共通仕様書1-1-59	様式-34	○						○				自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として、特に評価できる項目を実施すれば提出できる。 1工事に付き最大10項目までの提出とする。	
		88 工事完成図	共通仕様書1-1-30	-	○						○				-電子納品等運用ガイドライン案【機械設備工事編】に基づき、原則、電子成果品で納品する。	
	その他	89 工事管理台帳	共通仕様書1-1-30	-	○						○				-電子納品等運用ガイドライン案【建設設備工事編】に基づき、原則、電子成果品で納品する。	
		90 再生資源利用実施書(建設資材搬入工事用)	共通仕様書1-1-27.6	-	○						○				該当する建設資材を搬入した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。	
		91 再生資源利用促進実施書(建設副産物搬出工事用)	共通仕様書1-1-27.6	-	○						○				該当する建設副産物を搬出した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。	
	その他	92 維持管理情報データベース統一様式	特記仕様書	-	○						○				施工内容に基づき、機械設備維持管理システムにおける所定様式を作成して提出する。	
		93 予備品リスト	特記仕様書	-	○						○				予備品を納入する場合、所定様式により「予備品リスト」を作成して提出する。	
工事完成後	その他	94 借入礼儀格納票(間接工事費等経費動向調査票)	共通仕様書1-1-21.5	-	○	○					○			「借入礼儀格納票制度」の調査対象工事の場合に完成日から30日以内に提出する。		

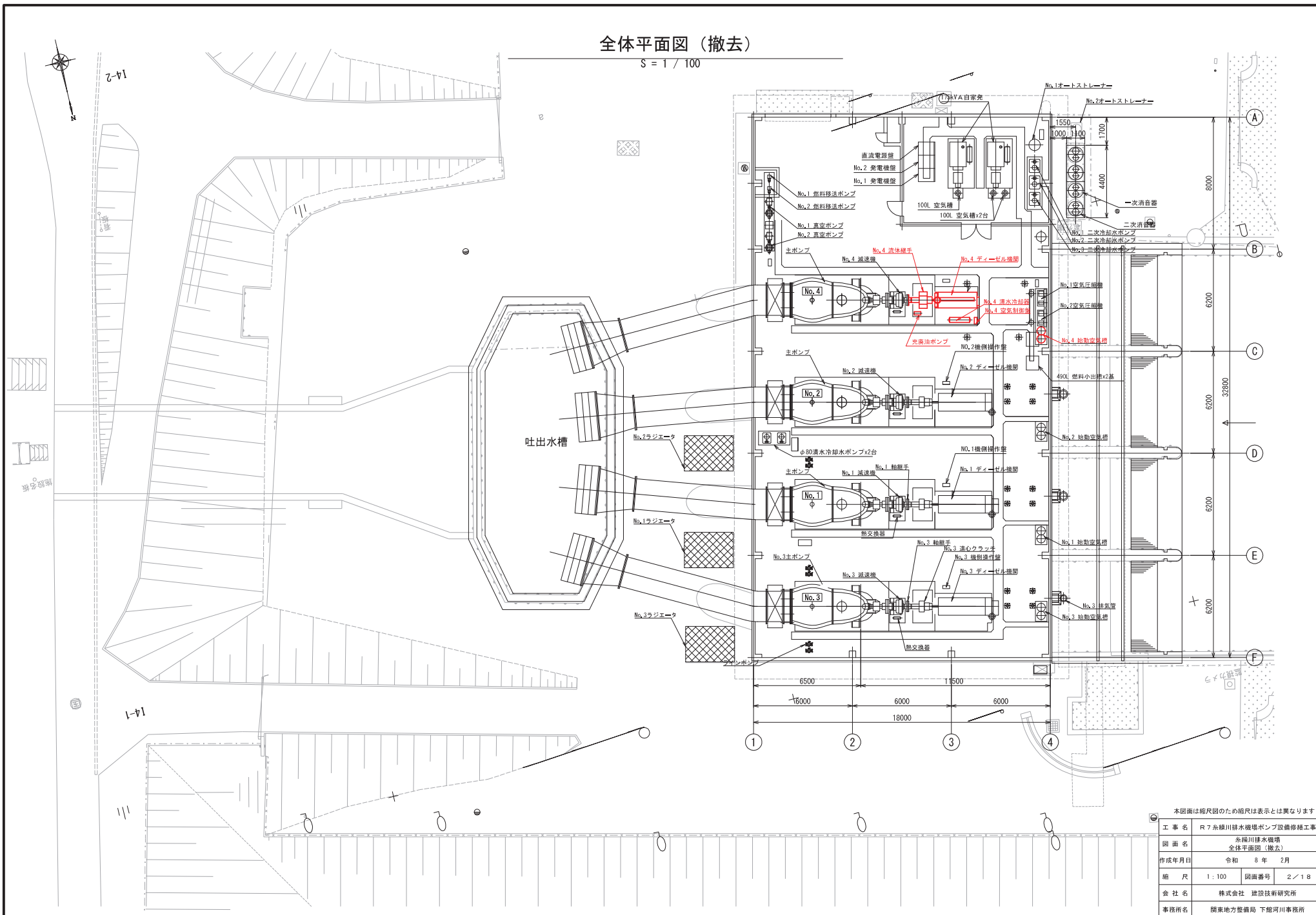
位置図 S=1:50,000



工事名	R7系線川排水機場ポンプ設備修繕工事			
図面名	位置図			
縮尺	1:50,000	図面番号	1/18	
年月日	令和8年2月			
会社名	株式会社建設技術研究所			
所長	副所長	課長	専門調査官	係長 設計
事務所名	国土交通省 下館河川事務所			

全体平面図 (撤去)

S = 1 / 100

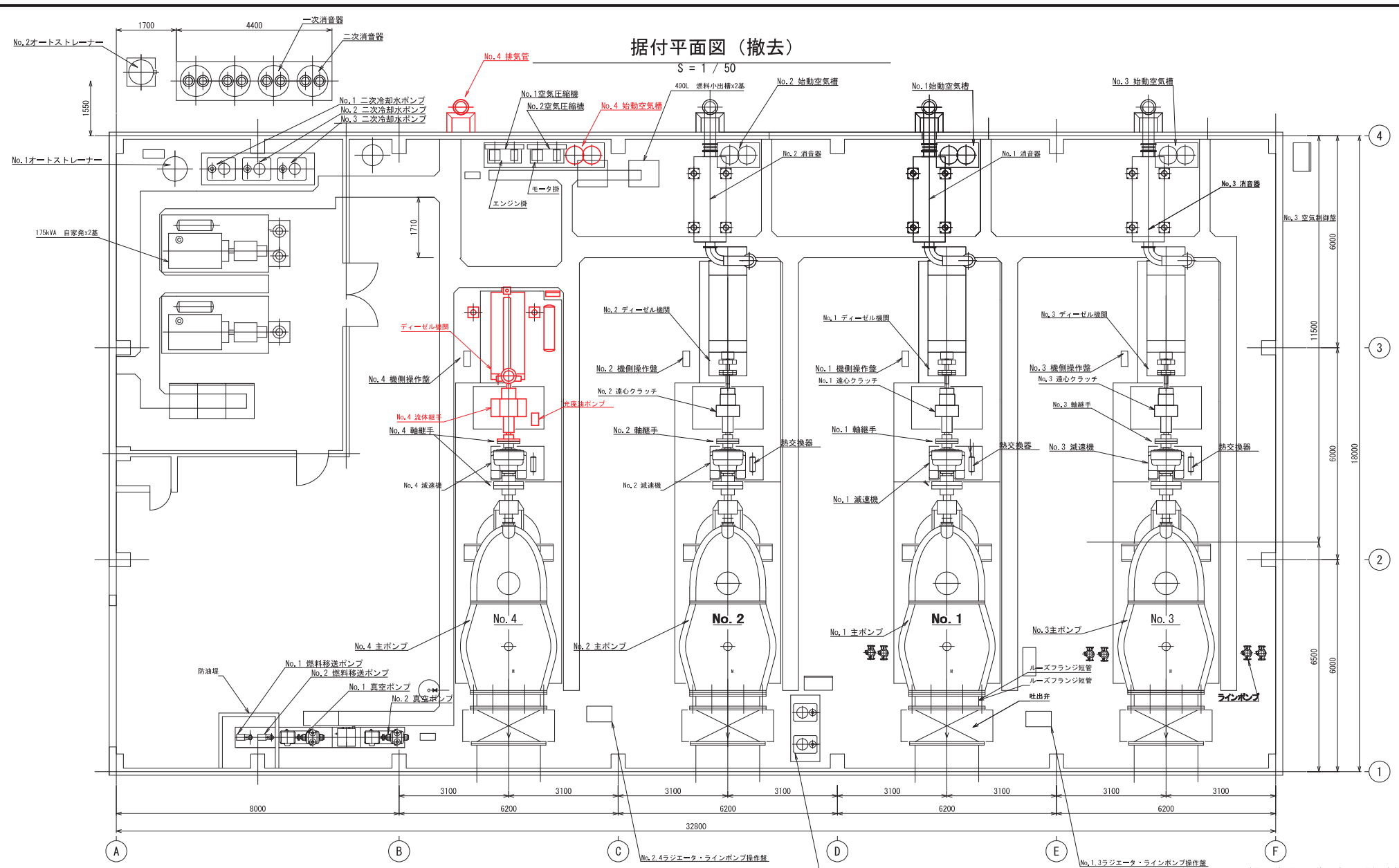


本図面は縮尺図のため縮尺は表示とは異なります

工事名	R7系緑川排水機場ポンプ設備修繕工事
図面名	糸福川排水機場 全体平面図 (撤去)
作成年月日	令和 8年 2月
縮尺	1:100 図面番号 2/18
会社名	株式会社 建設技術研究所
事務所名	関東地方整備局 下館河川事務所

据付平面図 (撤去)

S = 1 / 50

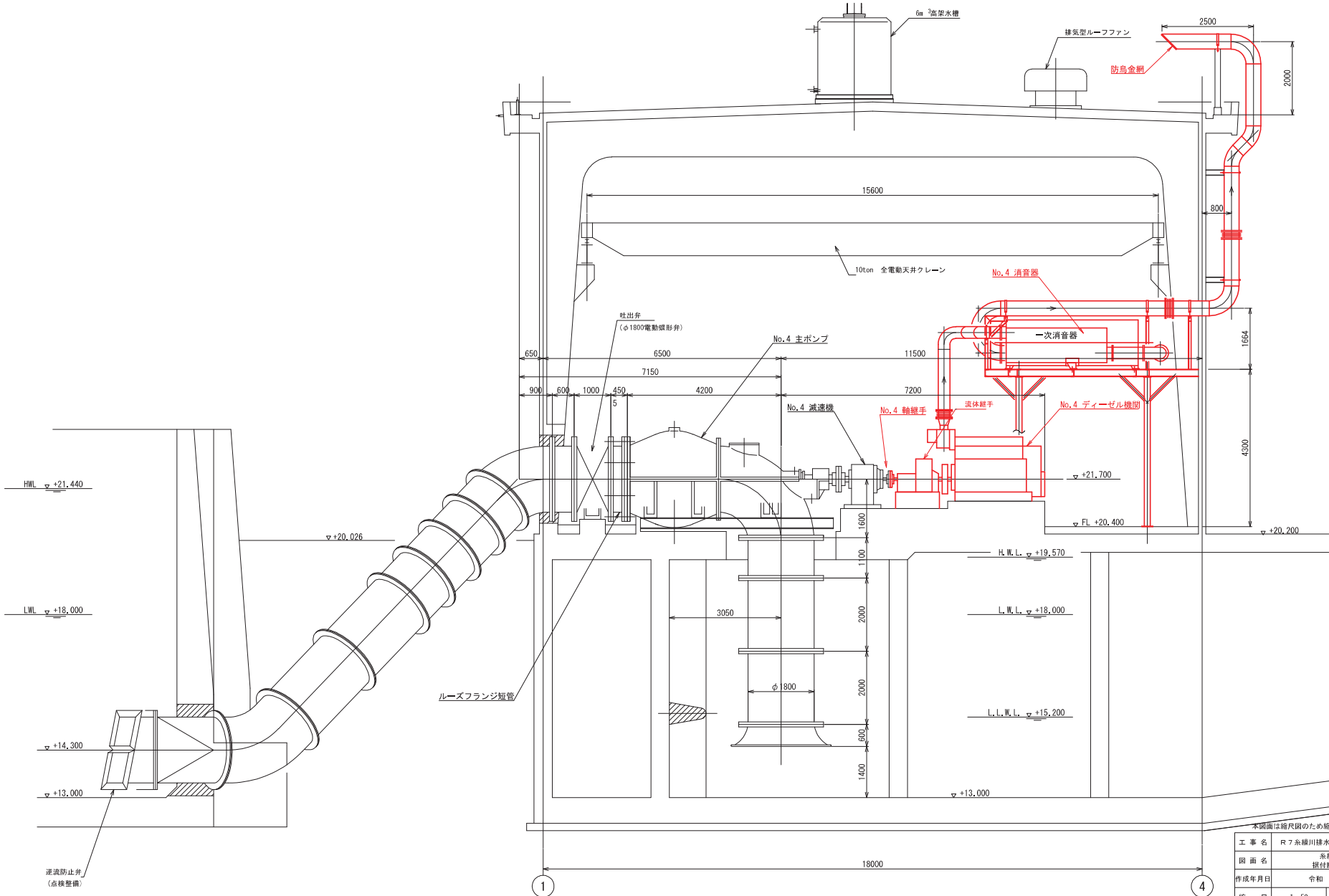


本図面は縮尺図のため縮尺は表示とは異なる場合があります

工事名	R7糸織川排水機場ポンプ設備修繕工事		
図面名	糸織川排水機場 据付平面図 (撤去)		
作成年月日	令和	8年	2月
縮尺	1:50	図面番号	3/18
会社名	株式会社 建設技術研究所		
事務所名	関東地方整備局 下館河川事務所		

据付断面図 (撤去)

S = 1 / 50

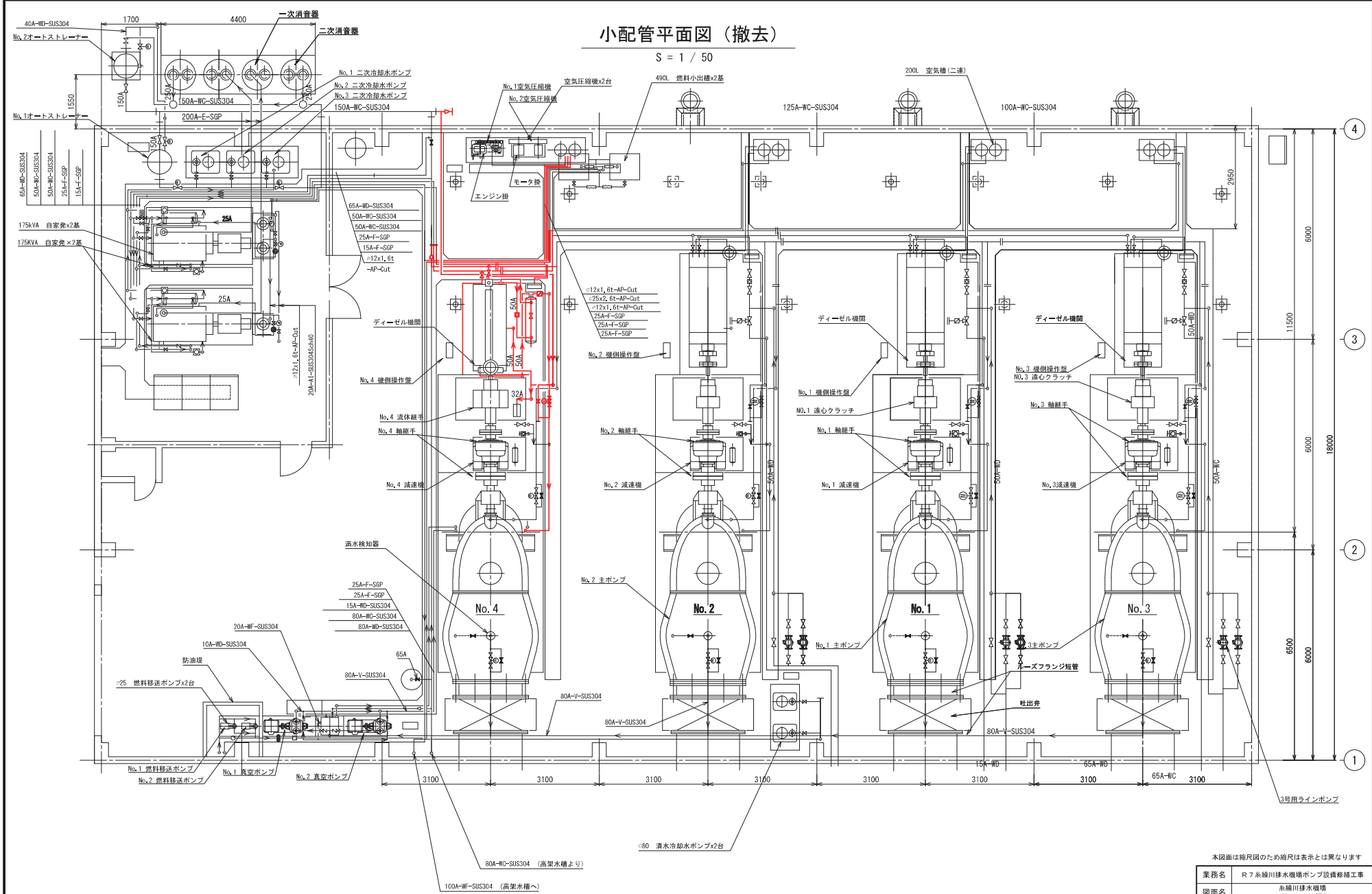


本図面は縮尺図のため縮尺は表示とは異なります

工事名	R7糸織川排水機場ポンプ設備修繕工事		
図面名	糸織川排水機場 据付断面図 (撤去)		
作成年月日	令和	8年	2月
縮尺	1:50	図面番号	4/18
会社名	株式会社 建設技術研究所		
事務所名	関東地方整備局 下館河川事務所		

小配管平面図 (撤去)

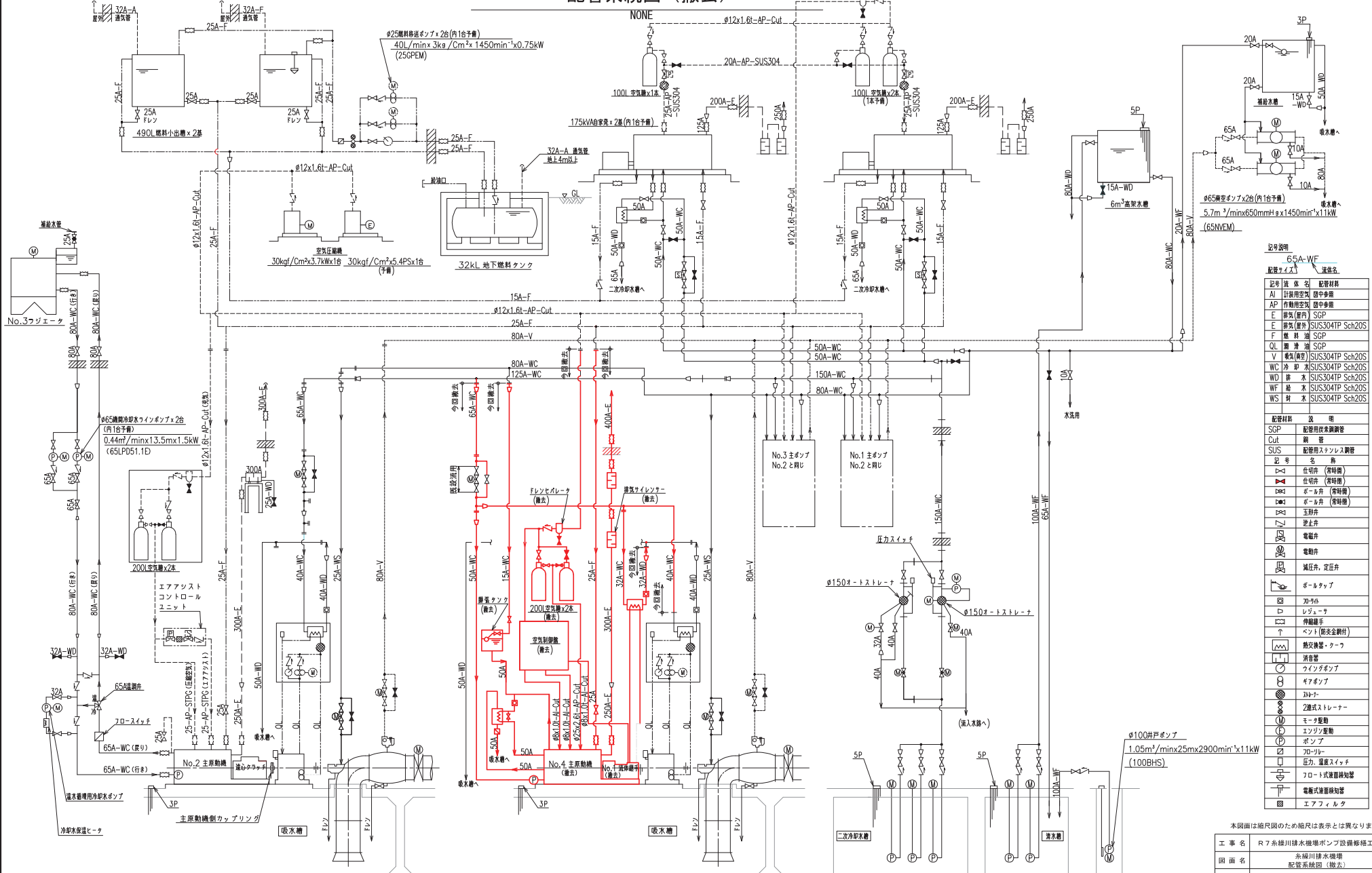
S = 1 / 50



本図面は縮尺図のため縮尺は表示とは異なります

業務名	R7系編川排水機場ポンプ設備修繕工事		
図面名	糸編川排水機場 小配管平面図 (更新)		
縮尺	1:50	図面番号	5 / 16
年月日	令和 8 年 2 月		
会社名	株式会社 建設技術研究所		
事務所名	国土交通省 下館河川事務所		

配管系統図 (撤去)



記号説明

記号	名称	配管材料	管径	管種
SGP	配管用軟鋼製鋼管	SGP		
Cut	鋼管	Cut		
SUS	配管用ステンレス鋼管	SUS		
△	仕切弁 (常時閉)			
▽	仕切弁 (常時開)			
▶	仕切弁 (常時閉)			
◀	仕切弁 (常時開)			
⊕	電動弁			
⊖	電動弁			
⊙	減圧弁、定圧弁			
⊚	ボールタップ			
⊛	ワンタッチレギュレータ			
⊜	停電継手			
⊝	ベント (耐火金網付)			
⊞	熱交換器・クーラ			
⊟	消音器			
⊠	ファンダインツ			
⊡	キアポン			
⊢	3トラ			
⊣	2層式ストレーナー			
⊤	モータ駆動			
⊥	エンジン駆動			
⊦	ポンプ			
⊧	70-バルブ			
⊨	圧力・流量スイッチ			
⊩	フロー式流量検知器			
⊪	電磁式流量検知器			
⊫	エアフィルタ			

本図面は縮尺図のため縮尺は表示とは異なります

工事名	R7系緑川排水機場ポンプ設備修繕工事		
図面名	糸織川排水機場 配管系統図 (撤去)		
作成年月日	令和	8年	2月
縮尺	NONE	図面番号	6/18
会社名	株式会社 建設技術研究所		
事務所	関東地方整備局 下館河川事務所		

No.2 主ポンプ
 (φ1800軸輸料流ポンプ)
 7.5m³/secx3.6mx120min³x550PS
 (1800HZGF)

No.4 主ポンプ
 (φ1800軸輸料流ポンプ)
 7.5m³/secx3.6mx120min³x550PS
 (1800HZGF)

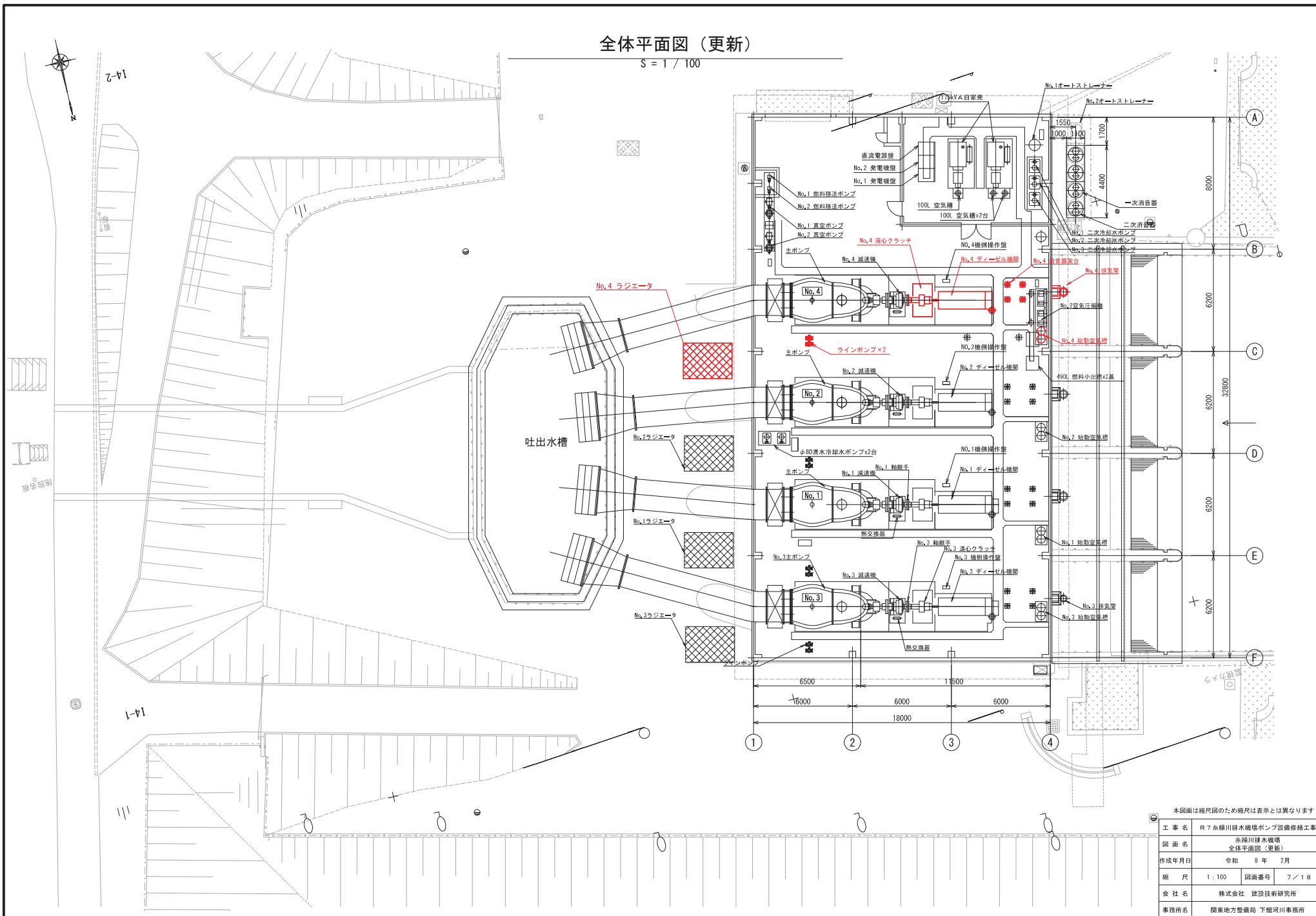
φ100二次冷却ポンプx36 (内16予備)
 1250 L/minx17mx1450min³x7.5kW
 (100VWHM)

φ80排水ポンプx26 (内16予備)
 790 L/minx25mx1450min³x7.5kW
 (80VWHM)

φ100井戸ポンプ
 1.05m³/minx25mx2900min³x11kW
 (100BHS)

全体平面図 (更新)

S = 1 / 100

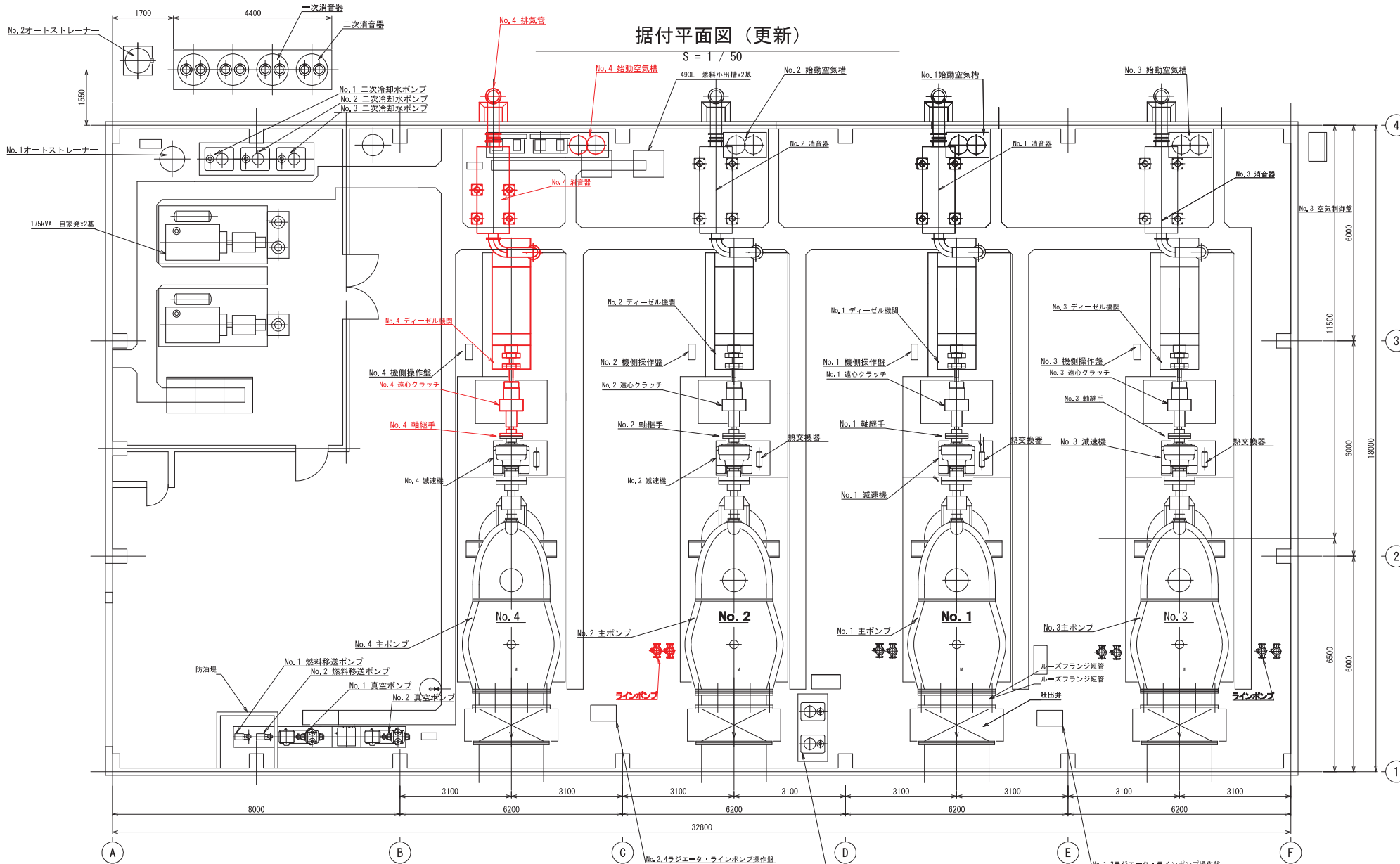


本図面は縮尺図のため縮尺は表示とは異なります

工事名	R7糸織川排水機場ポンプ設備修繕工事		
図面名	糸織川排水機場 全体平面図 (更新)		
作成年月日	令和	8年	2月
縮尺	1:100	図面番号	7/18
会社名	株式会社 建設技術研究所		
事務所名	関東地方整備局 下館河川事務所		

据付平面図 (更新)

S = 1 / 50

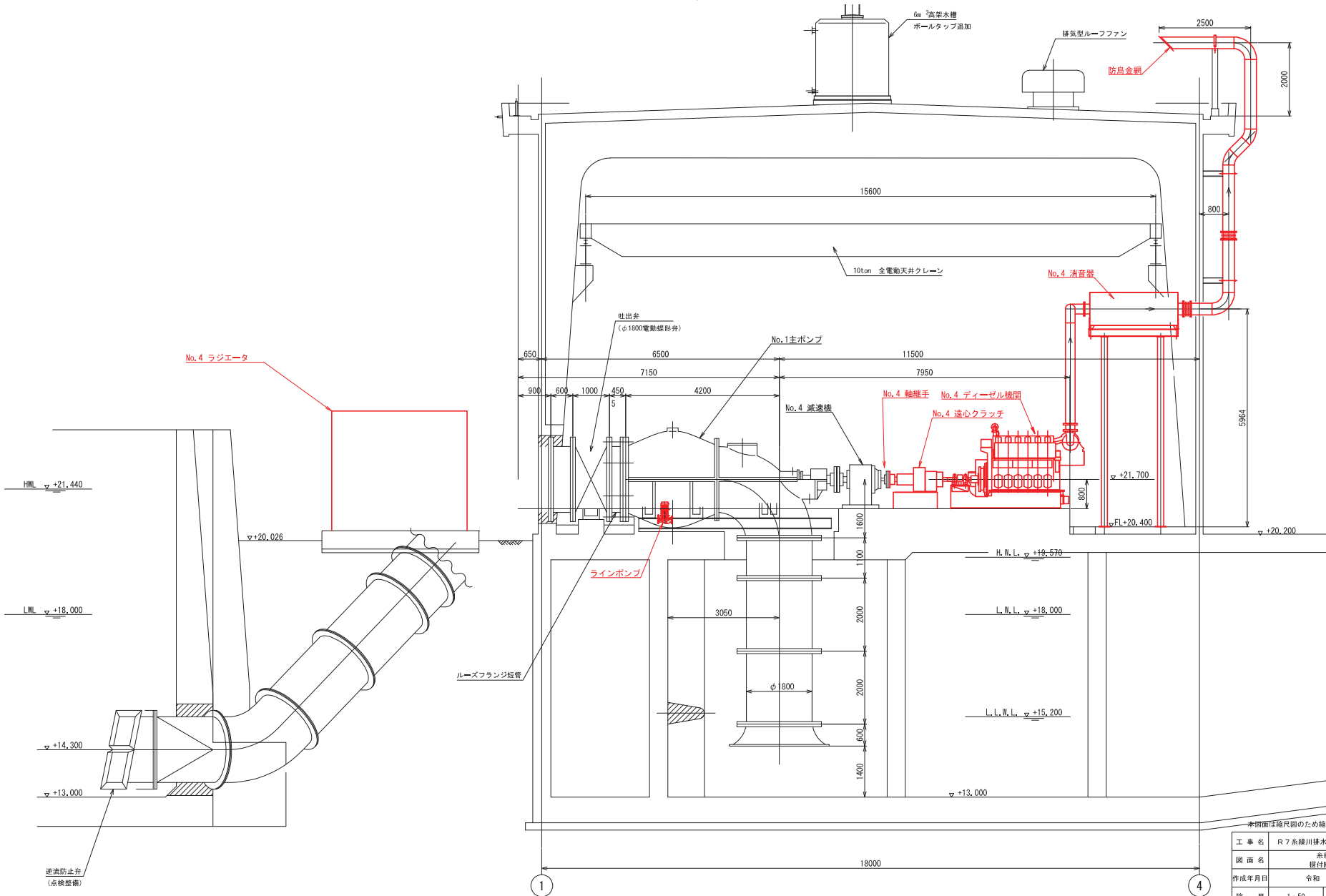


本図面は縮尺図のため縮尺は表示とは異なります

工事名	R7糸織川排水機場ポンプ設備修繕工事		
図面名	糸織川排水機場 据付平面図 (更新)		
作成年月日	令和	8年	2月
縮尺	1:50	図面番号	8/18
会社名	株式会社 建設技術研究所		
事務所名	関東地方整備局 下館河川事務所		

据付断面図 (更新)

S = 1 / 50

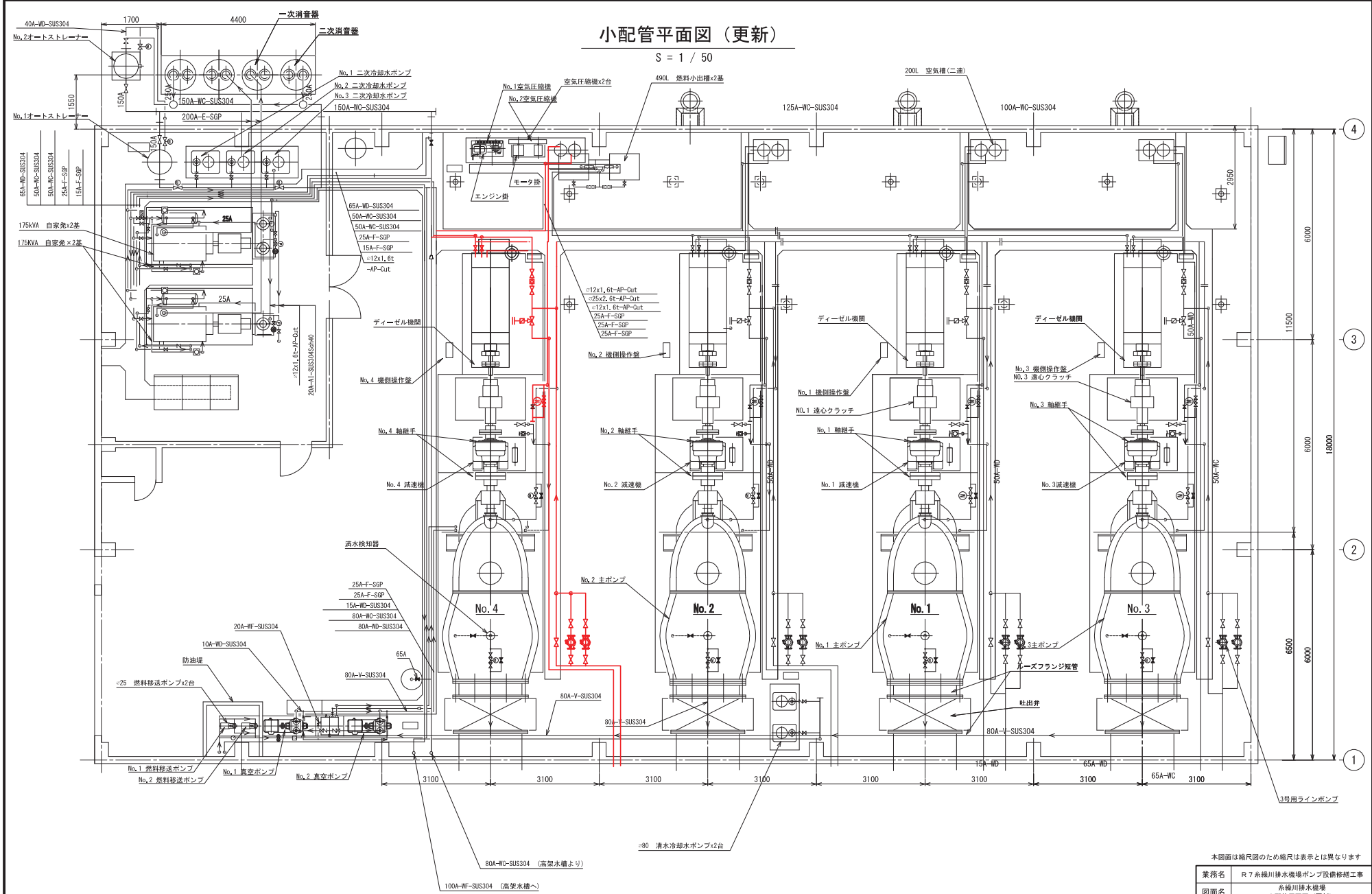


※本図面は縮尺図のため縮尺は表示とは異なります

工事名	R7系緑川排水機場ポンプ設備修繕工事		
図面名	緑川排水機場 据付断面図 (更新)		
作成年月日	令和	8年	2月
縮尺	1:50	図面番号	9/18
会社名	株式会社 建設技術研究所		
事務所名	関東地方整備局 下館河川事務所		

小配管平面図 (更新)

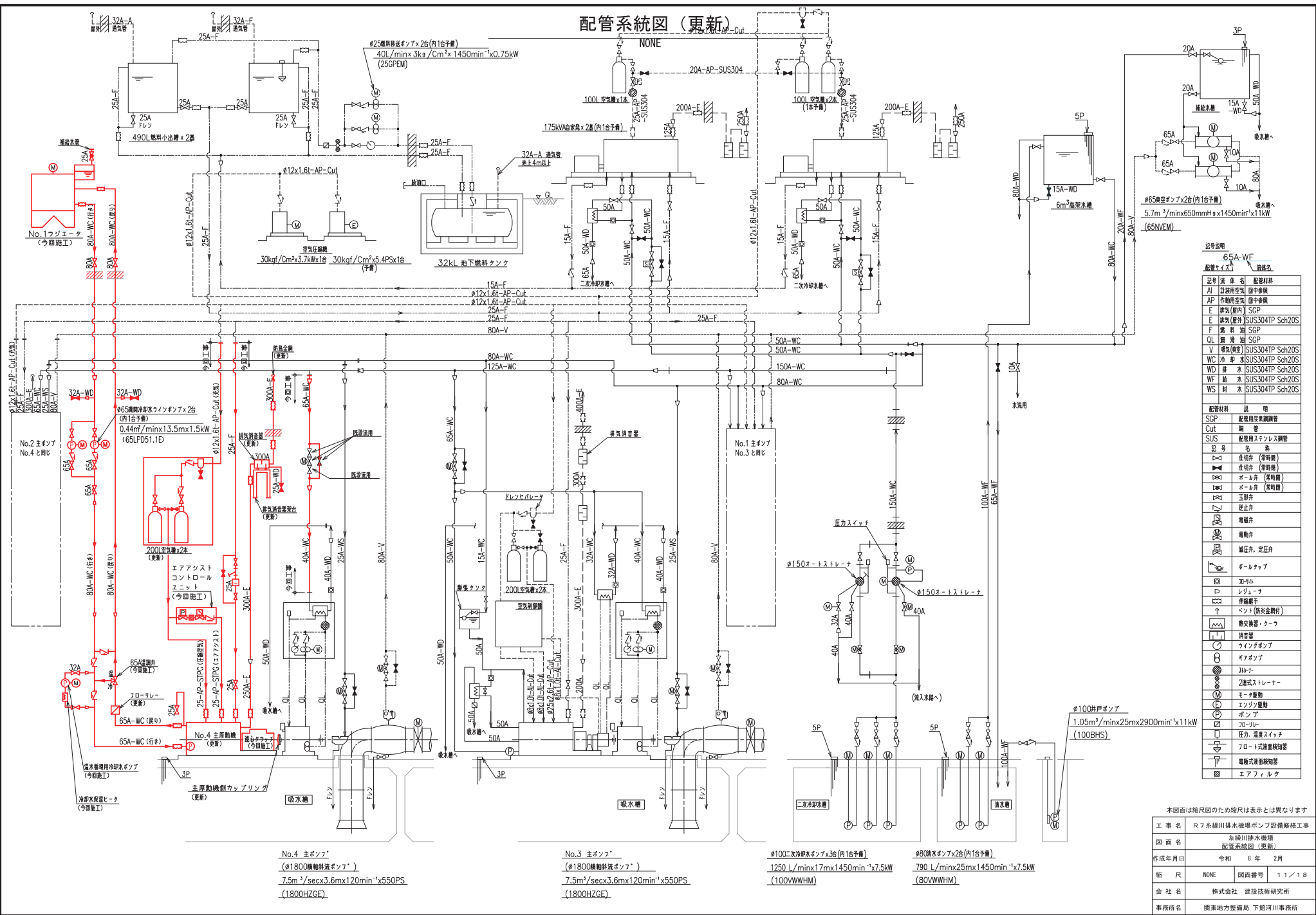
S = 1 / 50



本図面は軸尺図のため縮尺は表示とは異なります

業務名	R7糸線川排水機場ポンプ設備修繕工事
図面名	糸線川排水機場 小配管平面図 (更新)
縮尺	1:50 図面番号 10/18
年月日	令和8年2月
会社名	株式会社 建設技術研究所
事務所名	国土交通省 下館河川事務所

配管系統図 (更新)



記号説明

記号	主体名	配管材料
AI	計装用空室	図中参照
AP	作動用空室	図中参照
E	排気(管内)	SGP
F	排気(管外)	SUS304TP Sch20S
E	燃料	SGP
DL	燃料	SGP
V	噴気(噴射)	SUS304TP Sch20S
WC	浄水	SUS304TP Sch20S
WD	排水	SUS304TP Sch20S
WF	排水	SUS304TP Sch20S
WS	排水	SUS304TP Sch20S

記号	説明
SGP	設備用空室鋼管
Cut	鋼管
SUS	設備用ステンレス鋼管
△	注
▽	仕切弁 (常閉)
◀▶	仕切弁 (常閉)
⊗	ボール弁 (常閉)
⊘	ボール弁 (常閉)
⊚	止弁
⊙	電磁弁
⊕	電磁弁
⊖	減圧弁、定圧弁
⊗	ボールタップ
⊘	20-FH
⊙	レギュレータ
⊚	伸縮継手
⊛	ベント (防炎金網付)
⊜	熱交換器・クーラ
⊝	消音器
⊞	フラインクポンプ
⊟	キヤポン
⊠	バルブ
⊡	2連式ストレーナー
⊢	電動機
⊣	エンジン駆動
⊤	ポンプ
⊥	20-FH
⊦	圧力、速度スイッチ
⊧	フロート式液面検知器
⊨	電磁式液面検知器
⊩	エアフィルタ

本図面は縮尺図のため縮尺は表示とは異なります

工事名	R7系緑川排水機場ポンプ設備補修工事		
図面名	糸緑川排水機場 配管系統図 (更新)		
作成年月日	令和	8年	2月
縮尺	NONE	図面番号	11 / 18
会社名	株式会社 建設技術研究所		
事務所名	関東地方整備局 下総河川事務所		

No.4 主ポンプ
 (φ1800機軸流ポンプ)
 7.5m³/sec×3.6m×120min⁻¹×550PS
 (1800HZGF)

No.3 主ポンプ
 (φ1800機軸流ポンプ)
 7.5m³/sec×3.6m×120min⁻¹×550PS
 (1800HZGF)

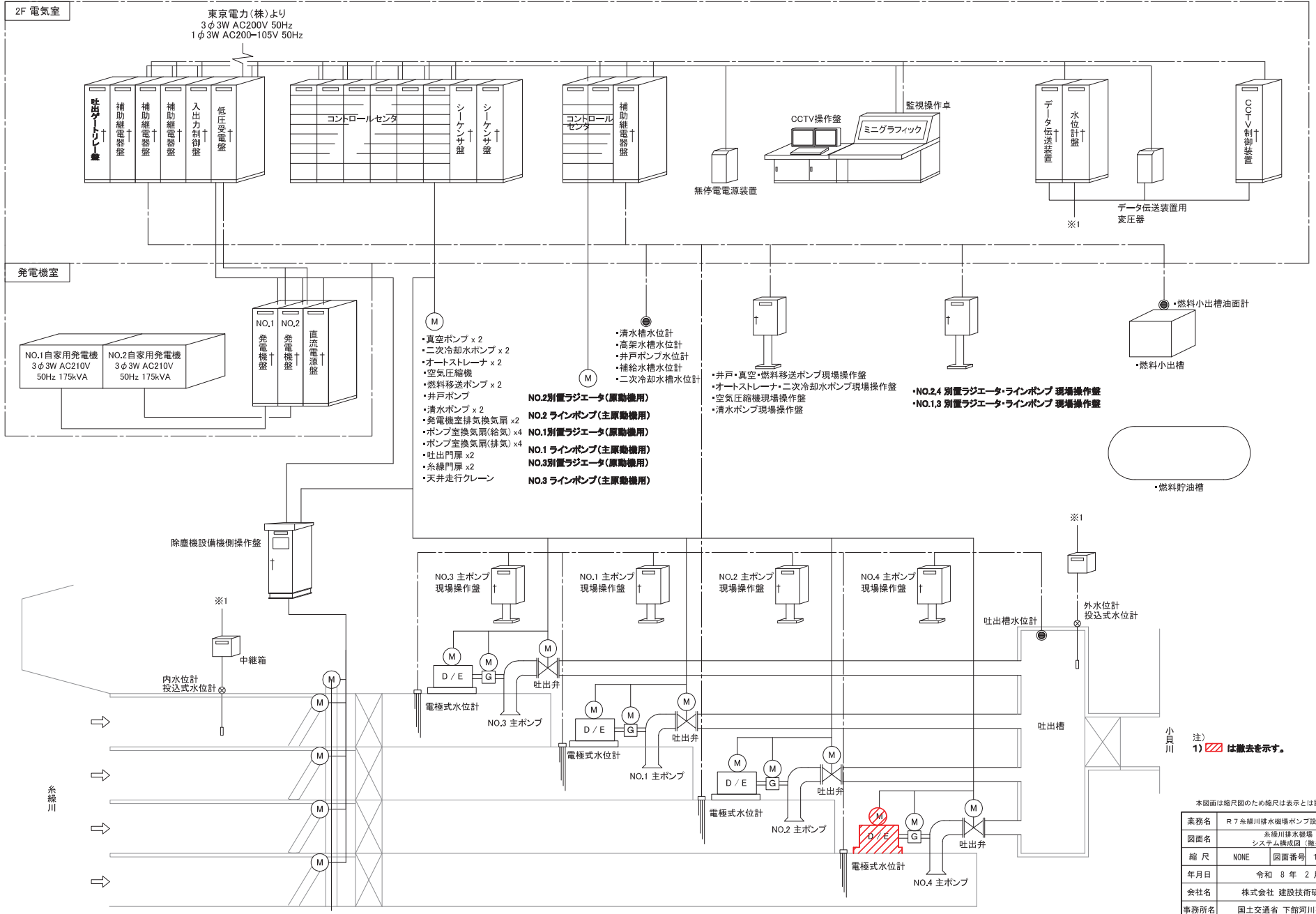
φ100二次冷却ポンプ3台(内1台予備)
 1250 L/min×17m×1450min⁻¹×7.5kW
 (100VWHM)

φ80排水ポンプ2台(内1台予備)
 790 L/min×25m×1450min⁻¹×7.5kW
 (80VWHM)

φ100井戸ポンプ
 1.05m³/min×25m×2900min⁻¹×11kW
 (100BHS)

システム構成図 (撤去)

S = NONE

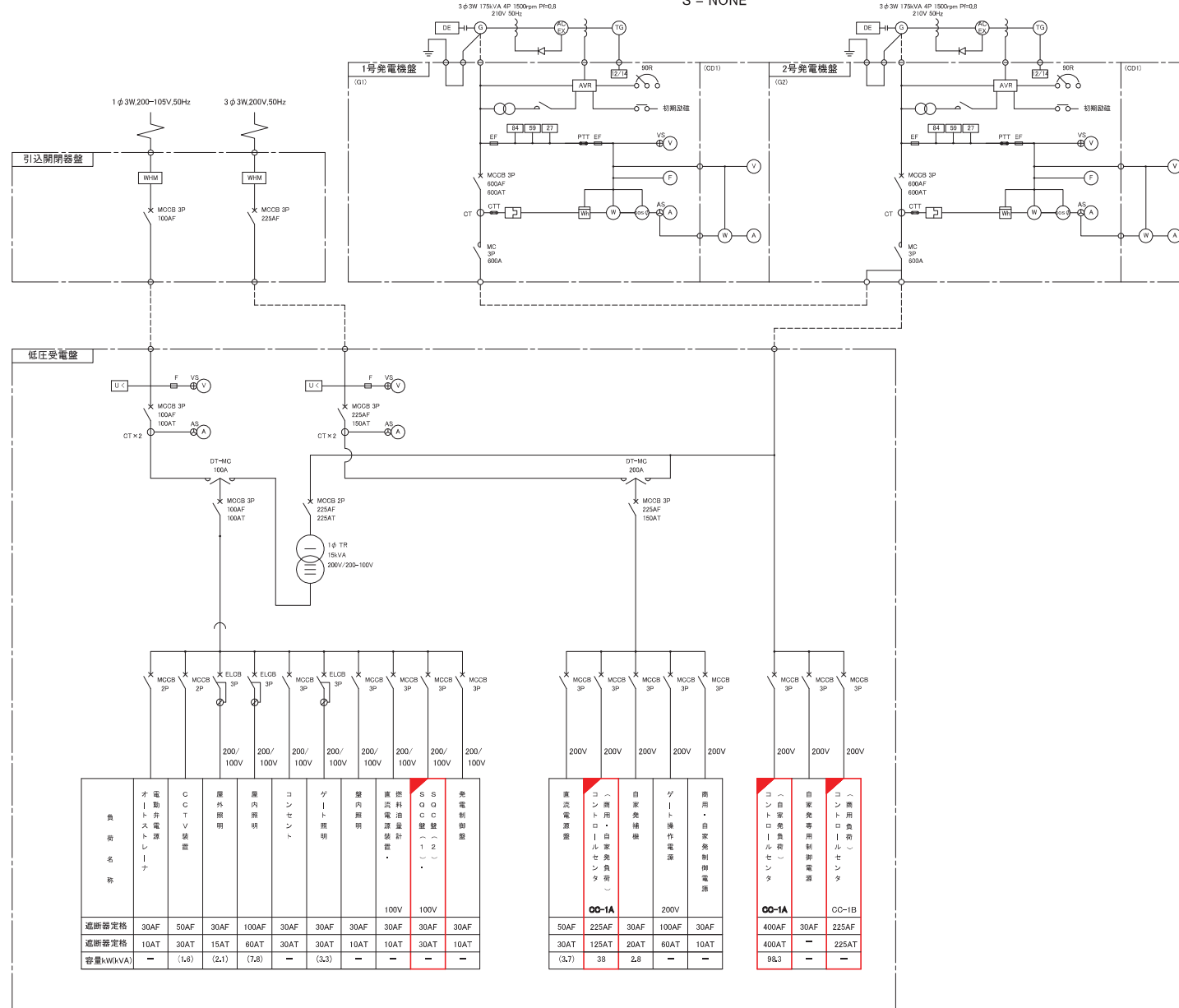


本図面は縮尺図のため縮尺は表示とは異なります

業務名	R7 糸繰川排水機場ポンプ設備修繕工事
図面名	糸繰川排水機場 システム構成図 (撤去)
縮尺	NONE 図面番号 12 / 18
年月日	令和 8 年 2 月
会社名	株式会社 建設技術研究所
事務所名	国土交通省 下館河川事務所

単線結線図(1/3)(更新)

S = NONE



注)
1) は更新・新設を示す。
2) は機能増設を示す。

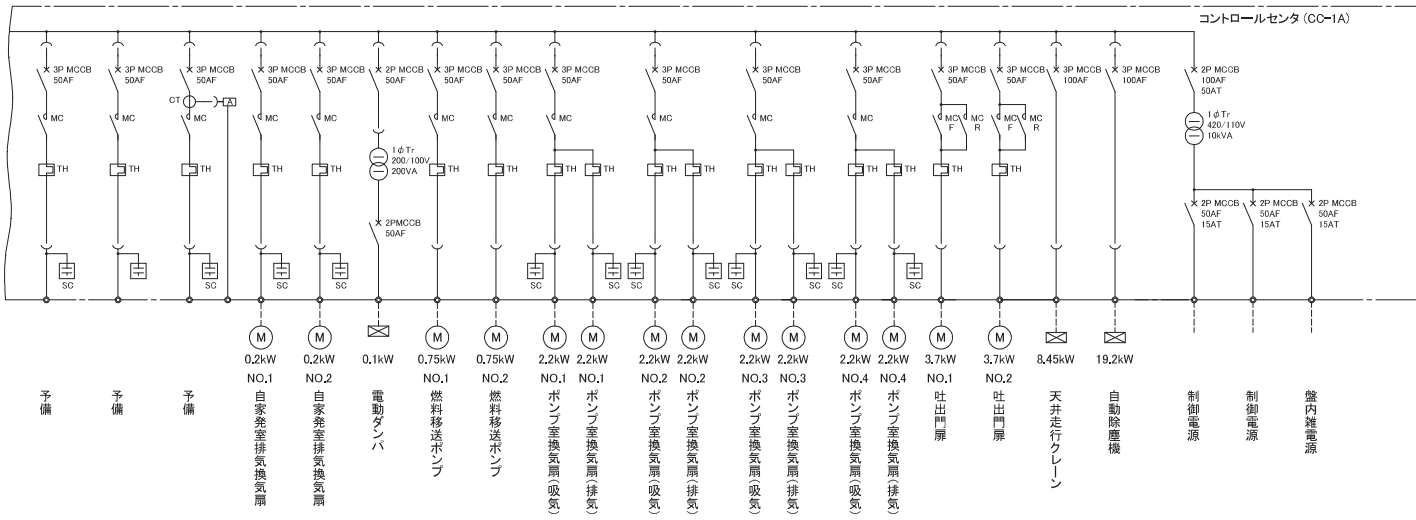
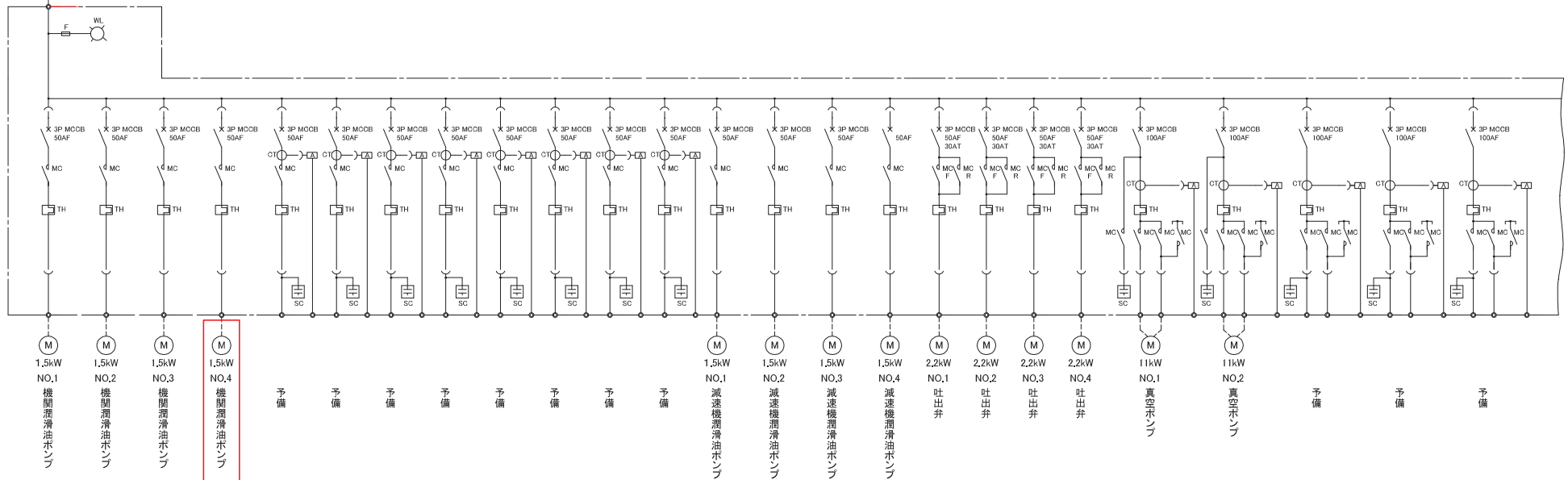
本図面は縮尺図のため縮尺は表示とは異なります

業務名	R7系緑川排水機場ポンプ設備修繕工事		
図面名	系緑川排水機場 単線結線図(1/3)(更新)		
縮尺	NONE	図面番号	13/18
年月日	令和8年2月		
会社名	株式会社 建設技術研究所		
事務所名	国土交通省 下館河川事務所		

単線結線図(2/3)(更新)

S = NONE

配電盤上より(自館専用)
3φ3W 200V 50Hz



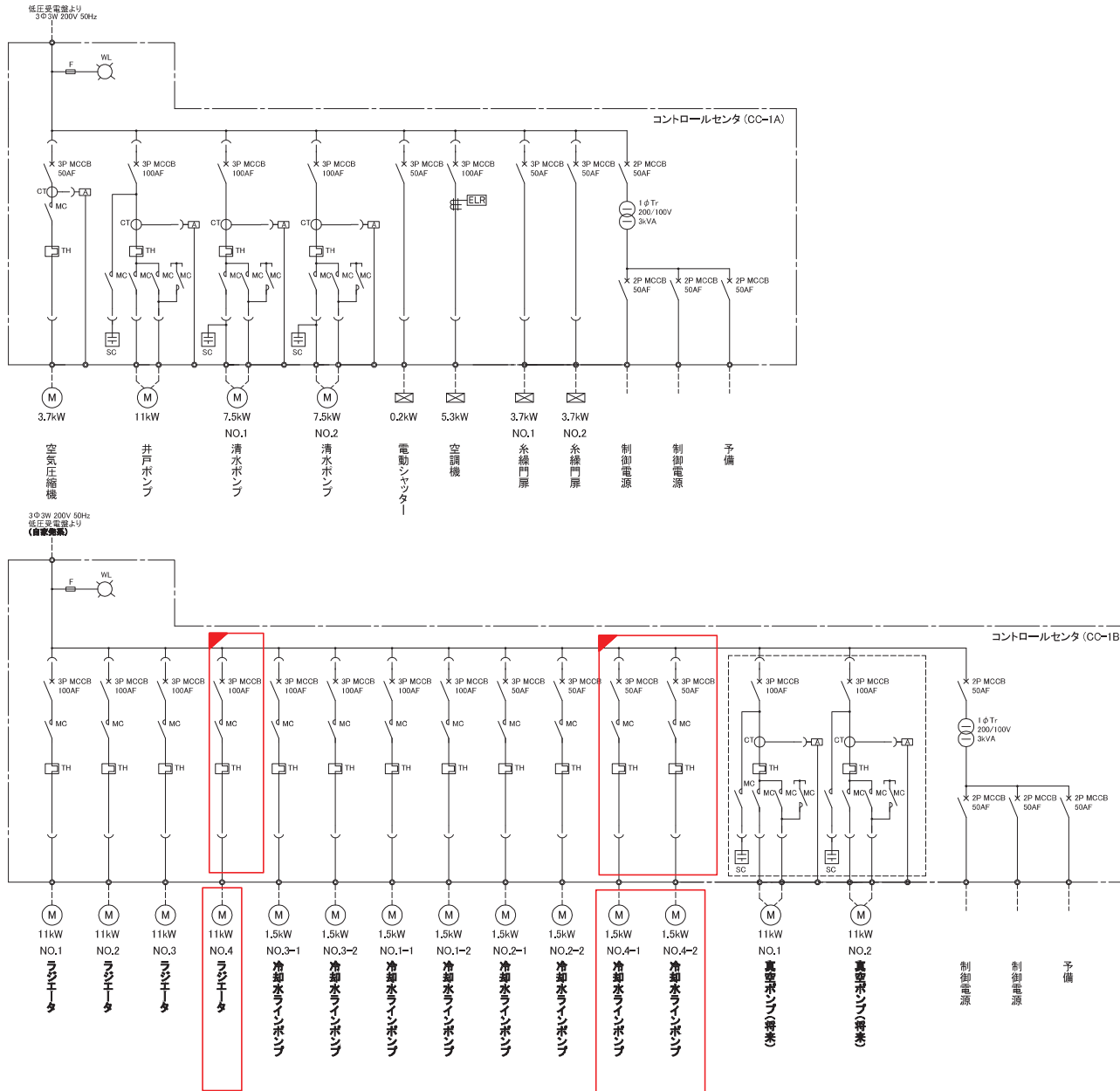
- 注)
 1) は更新・新設を示す。
 2) は機能増設を示す。

本図面は縮尺図のため縮尺は表示とは異なります

業務名	R 7系緑川排水機場ポンプ設備修繕工事		
図面名	系緑川排水機場 単線結線図(2/3)(更新)		
縮尺	NONE	図面番号	14/18
年月日	令和 8 年 2 月		
会社名	株式会社 建設技術研究所		
事務所名	国土交通省 下館河川事務所		

単線結線図(3/3)(更新)

S = NONE



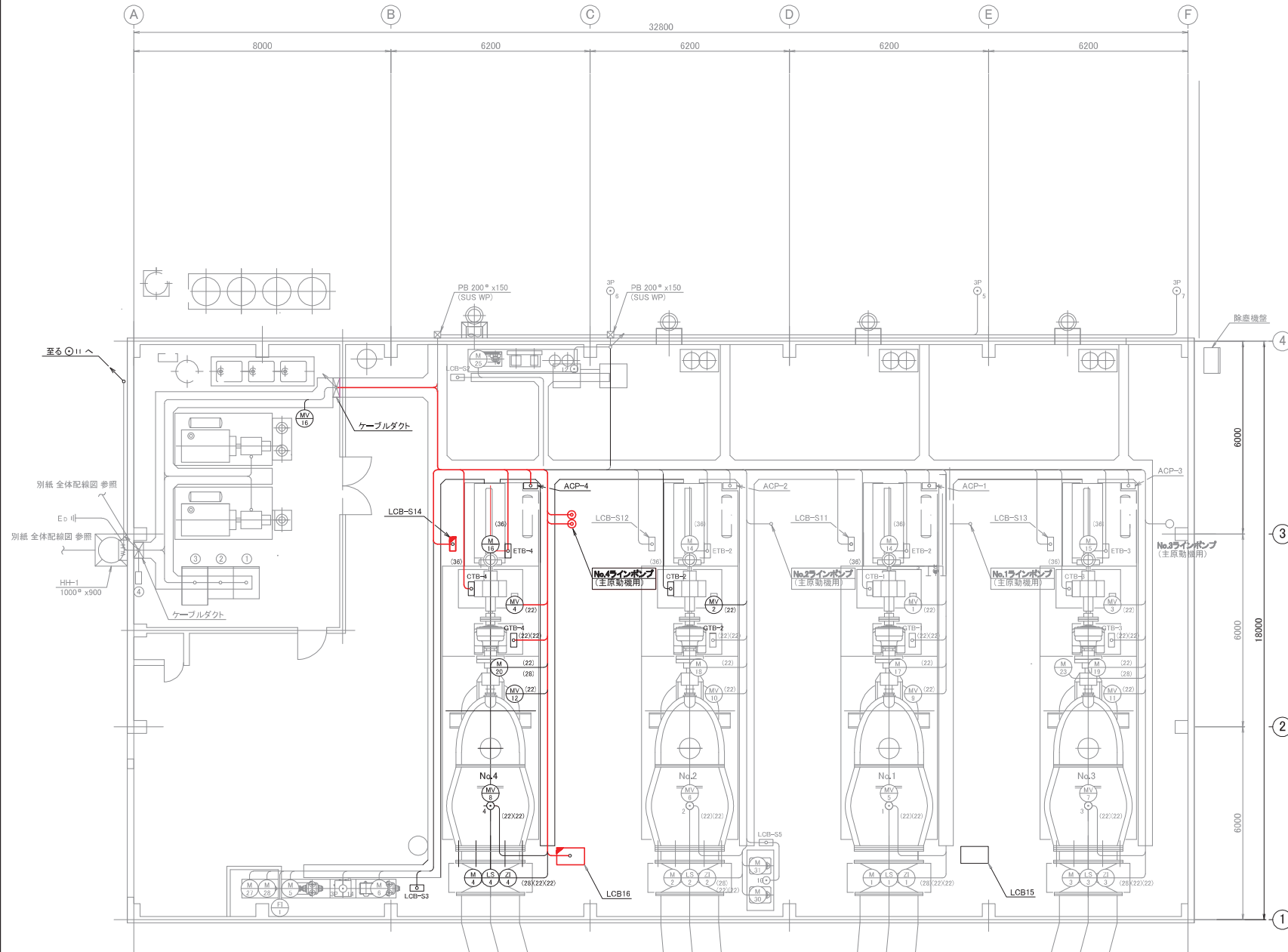
- 注)
 1) は更新・新設を示す。
 2) は機能増設を示す。

本図面は縮尺図のため縮尺は表示とは異なります

業務名	R7系綾川排水機場ポンプ設備修繕工事		
図面名	綾川排水機場 単線結線図(3/3)(更新)		
縮尺	NONE	図面番号	15/18
年月日	令和8年2月		
会社名	株式会社 建設技術研究所		
事務所名	国土交通省 下館河川事務所		

1階ポンプ室配線図

S = 1 / 60



機器一覧表

NO.	名称	備考
①	No.1発電機盤	
②	No.2発電機盤	
③	直流電源盤	
④	接地端子箱	
LCB-S11	No.1主ポンプ現場操作盤	
LCB-S12	No.2主ポンプ現場操作盤	
LCB-S13	No.3主ポンプ現場操作盤	
LCB-S14	No.4主ポンプ現場操作盤	
LCB-S2	空気圧縮機現場操作盤	
LCB-S3	非平直交・巻線誘導機用電源操作盤	
LCB-S4	オートメーション制御用電源操作盤	
LCB-S5	清水ポンプ現場操作盤	
LCB-S15	No.1主ポンプ制御盤	
LCB-S16	No.2主ポンプ制御盤	

注)
 1) は更新・新設を示す。
 2) は機能増設を示す。

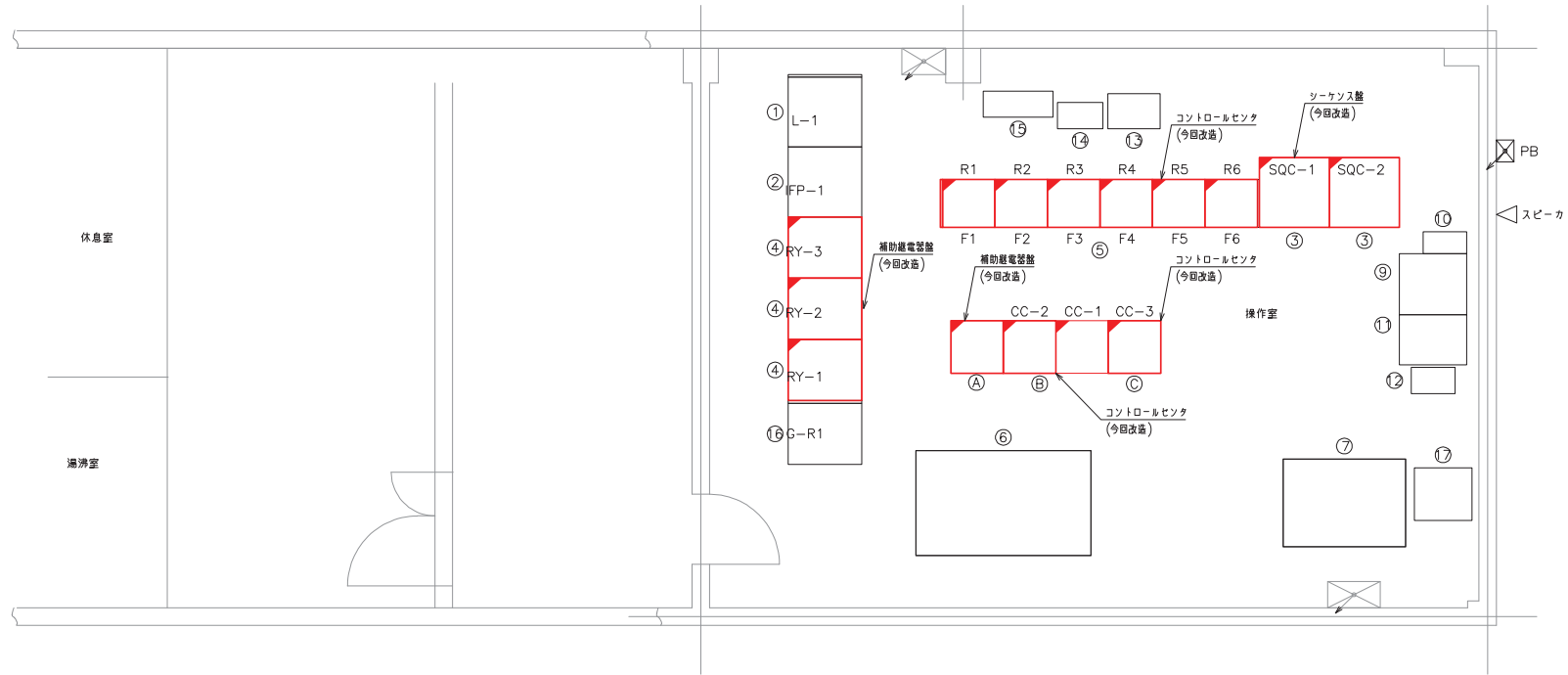
本図面は縮尺図のため縮尺は表示とは異なります

業務名	R7系横川排水機ポンプ設備修繕工事
図面名	系横川排水機 1階ポンプ室配線図 (更新)
縮尺	1 / 60 図面番号 16 / 18
年月日	令和 8 年 2 月
会社名	株式会社 建設技術研究所
事務所名	国土交通省 下館河川事務所

1階ポンプ室配線図

2階電気室配置図

S = 1 / 30



機器一覧表

NO.	名称	備考
①	低圧受電盤	
②	入出力制御盤	
③	サーケッス盤	今回改造
④	補助継電器盤	今回改造
⑤	コントロールセンタ	今回改造
⑥	監視操作盤	
⑦	ITV (CCTV操作盤)	
⑨	データ伝送装置	
⑩	無停電電源装置	
⑪	水位計盤	
⑫	データ伝送装置用変圧器	
⑬	観測装置	
⑭	無線電源盤	
⑮	非常通報装置	
⑯	吐出ゲートリレー盤	
⑰	CCTV制御装置	
A	補助継電器盤	今回改造
B	コントロールセンタ	今回改造
C	コントロールセンタ×1面	今回改造

注)
 1) は更新・新設を示す。
 2) は機能増設を示す。

本図面は縮尺図のため縮尺は表示とは異なります

業務名	R7系綾川排水機場ポンプ設備修繕工事
図面名	系綾川排水機場 2階操作室配置図(更新)
縮尺	1 / 30 図面番号 17 / 18
年月日	令和 8 年 2 月
会社名	株式会社 建設技術研究所
事務所名	国土交通省 下館河川事務所

システム構成図 (更新)

S = NONE

